
平成24年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成24年9月6日 (木曜日)

議 事 日 程 (2)

平成24年9月6日 午前10時00分開会

日程第1 発言の取り消しについて

日程第2 一般質問

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	総務課長	小野義之	企画政策課長	中西新吾
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司	税務課長	縄田孝志
環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子	福祉課長	吉永博幸
地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本田幸代
病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行	事業課長	藤崎隆好

管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、お手元に配付しております議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

日程第1. 発言の取り消しについて

○議長 横尾 武志君

日程第1、発言の取り消しについてを議題といたします。

まず、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

おはようございます。

昨日の本会議において、議案第49号 平成24年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）について、小田議員の質疑に対しましてボートピア勝山の施設譲渡についての委員会説明に関して答弁いたしました。私の勘違いがございました。ここに私が答弁した発言内容のうち、

—————という発言内容の取り消しをお願いいたします。まことに申し訳ございませんでした。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。ただいま執行部から発言の取り消しの申し出がありました。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 一般質問

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、9番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。

まず、一般会計における財政に関する質問を行いたいと思います。本日は一問一答で行うと通知しておりますので、1つずつ聞いていきますので、よろしくご回答のほどをお願いいたします。

1の財政に関しての1の項目として、過去10年間における芦屋町の起債の増加額、この数値についてまずお答え願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

過去10年間の推移としましては、平成14年度末の起債残高、これが37億円です。15年度末は41億円、16年度末は42億円、17年度末は43億円、18年度末は48億円、19年度末は52億円、20年度末で60億円、21年度末は67億円、22年度末は71億円、23年度末は72億円となっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

最後の数字で73億円にふえてる、ここ10年で。最初の数字が約30億円でしたので、その増加の数字とその内訳について、この後、起債の中身についてはお聞きいたしますけども、大きく分けて、いろんな退職債も含めてあると思いますので、大まかでいいですから、その70億円の内訳をよろしくご回答をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

この10年間で約35億円、2倍になっているわけなんですけども、年度別にまず大幅にふえている理由としましては、大型事業としまして、まず平成15年度が歴史民俗資料館の整備事業、これに2億5,000万円、18年度が新緑ヶ丘団地整備事業としまして約5億8,000万円、20年度は庁舎の耐震化、石綿対策等の整備事業で約6億6,000万円、21年度は、中央公民館の整備事業で2億6,000万円、町民会館整備事業で1億4,000万円です。また、団塊の世代の大量退職者に対応するため、19年度から22年度の4年間に合計で約11億円、退職手当債を借り入れています。

ただし、全体としてこの10年間で一番ふえた原因ですが、これは臨時財政対策債です。この10年間の合計で約27億円借り入れ、23年度末残高で約24億円となっています。この起債は、交付税制度の中で国の財源がないために交付できない芦屋町の算定上の財源不足額を借り入

れた場合、理論上、元利償還金の100%を交付税で見えてくれるというものです。本来、交付税配分の基礎となる国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）、これらによる財源確保ができていれば、全額、普通交付税として交付されていたものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

最終的に現在、70億円近くの、いわゆる起債、単純で言うと借金をしょってるわけですけども、大まかな数字でいいですけども、これはこの後、平均で20年から30年、退職債に至っては10年というふうに私も理解しておりますけども、70億円のお金を今借りてると、単純に、どのくらいの金利がここで発生するんですか。70億円で1年間で。大まかな数字でいいですから、教えてください。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

ここ数年は低金利がずっと続いていますので、この10年間でいきますと、借り入れの金利につきましては、大体1%台ですね。昨年借りた過疎債につきましては0.9%ということで、金利的には1%ということで理解しております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると、70億円を借りてるといって約、単純にですよ。1%として7,000万円の血税が利子として払われてるという理解でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

支払いベースでは当然、そういうことになりますが、交付税措置の中で、元金だけでなく、利子についても交付税措置がありますので、一概に全額が純粋に一般財源で財源手当とするものとは考えておりません。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

当然、利子補給のあるものもあると思いますけども、先ほどお話しになりました臨時の際、これが、いわゆる一時的に国からのつなぎということで借りて、これについての利子については国からの保証、今、新聞等を読みますと、国は地方交付税を払えない。特に、県ですけどね。町なんかにはあんまり影響ない。その場合は、私が新聞情報、町の人たちも新聞情報で見ている限りでは、金利は支払われないと書いてある。たまたま、きょうの、けさの新聞なんかでも。今、町が借りてる20何億円の臨時対策債については金利は保証されてるのかどうか、ちょっとそこを聞きたいんですけど。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

先ほどから説明してますように、この臨時財政対策債というのは本来、交付税の財源であります五税が確保されれば全額、キャッシュベースで交付税として払われるものでした。要は財源不足、財源がないということで、「臨時財政対策債を借りてください」と。借りた場合は理論上100%を交付税の中で措置しますという制度ですので、利子についてどうのこうのということとは認識しておりません。全額、理論償還といえども、全額入ってくるものと想定しております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

この辺の70億円ということに対する金利については100%、私もいろいろ調べてみたんですけども、金利については保証されてない部分があります。そういう意味においても、この金利の負担というのは町民になりますので、極力、ここ10年で倍になってくるような借金になって。確かに臨時対策債もあるけども、当然、そこには十何億円の退職債なんかもありますよね。これは交付税措置されないものもある。これについてはもう、2年前か3年前、私も一般質問の中で「もうやめましょう」ということでお話をし、執行部でもやめていただいたんで非常に助かったんです。

やはり、金利の負担というのは無駄なお金です。血税で出るということになりますから、やはり、町の財政運営としては、この私の質問の中の1の1の項目の起債、いわゆる借金というのは極力減らすべきであるというのが私の考えです。一貫して私はずっとこの8年間言っている。なのに、ここで倍になってるということについては、執行部としても再度肝に銘じて、きちんとしていただきたいというのがこの1の1の項目です。

それでは、その中で一番最近、ここ10年の中で使われているのが1の2の項目の過疎債です。この過疎債というのは非常に有利である。国が70%のものをしてくれるとは言いながら、この

過疎債についてはこの10年間、相当の金額を借りてると思いますので、過疎債の、今さっき、金額の中身はお聞きいたしましたので、今度はこの10年間の事業の中身、どのようなものがあったのか、概略でいいですからお答え願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

過疎債につきましては、平成14年度に過疎の指定を受けました。それ以来、芦屋町の過疎地域自立促進計画に基づきまして借入れを始めております。過去10年間で約18億円、借入れをしております。23年度末現在の起債残高は約15億円となっています。

事業内容としましてはまず、先ほども説明しましたが、大型事業としては、過疎債を使ってやった事業として歴史民俗資料館、それから、中央公民館の整備事業、町民会館の整備事業、それから、芦屋小学校の耐震工事、これら大型事業で約8億円の借入れをしております。

分野別で説明しますと道路分野、道路の整備事業の関係で約1億1,000万円、消防防災分野に約1億円、教育分野に約8億5,000万円、交通事業分野に約8,000万円、福祉分野に約2,000万円、観光・公園分野に約2,000万円、農林水産分野に約2,000万円、情報分野に8,000万円、下水道分野に約3億4,000万円、病院事業分野に約1億3,000万円と。それから、22年度からはソフト事業にも過疎債が借りれるようになりましたので、タウンバス事業や巡回バスなどのバス事業分野、それから乳幼児の医療費の支給事業、学力向上推進事業などの教育分野にも約7,000万円のソフト事業ということで借り入れております。

ちょっと過疎債の説明を一度確認したいんで言いたいんですけど、過疎債は実質、国が後年度の元利償還金の7割を交付税制度の中で援助するというものです。市町村にとっては他の起債に比べて大変有利な起債ということには間違いはありません。ただ、有利な起債といえども、3割は町税等で負担しなければならないということも間違いありません。

ここで、いつも言ってます問題なのは、どのくらいの額なら町の負担額として適正なのか。起債残高の全体の中で何を基準に注意を払えばいいかと申しますと、国が定めた健全化判断比率の1つ、実質公債比率という指標があります。ただ、この数値につきましては、算定内容等複雑ですから詳しく説明できませんが、わかりやすく言えば、交付税で措置される部分を除いた純粋な返済金、一般財源を使って返済する部分、これが芦屋町の財政規模の場合、どのくらいまでが許容範囲かというものを示す指標でございます。国では、この数値が18%を超えたら公債費負担適正計画の作成を義務づけ、借入れを協議制から許可制に変更します。さらに、25%を超えると起債制限団体として位置づけ、単独事業の起債が認められないというふうなものです。

芦屋町の場合、この数値は平成18年度が12.3%、19年度が11.9%、20年度が

10.6%、21年度が10.4%、22年度が10.3%、23年度が11.6%、前年度から1.3ポイント数値が上昇していますが、この原因につきましては、先ほど説明しました退職手当債、これの元金償還が始まったためでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今、るる説明がありましたけども、たしか去年の12月だったと思います。やはり、私もこの辺の中については、借金の限度額についてはということで、目標としては公債費比率、いわゆるお金を返す金額は15%を最上に見てるということですので、その1つの管理の目標としては、私も執行部のほうに、きちっとこれは15%以下、今11%ということですけども、もっと低くしていくということで活動していかれることについては、ぜひ強く望みたいところですけども、再度申しますけども、そうは言いながら、借金が倍になってきているということは、実質的にはお金がなくなるということです。この後、基金についてもお聞きしますけども、その全体の借金と基金、いわゆる貯金とのバランスをうまく見ないと、ただ公債費比率だけを見ていく中では、この今日の経済情勢、いわゆる入ってくる税収がどんどん落ち込んでくる情勢では非常に危険になるということを再度ここで申し上げたいと思います。

さて、過疎債の中で先ほども、その内訳の中の説明がありましたけども、過疎債というのは、あくまでも町が栄えて、大きくなっていくということで、いろんな目的に使われるわけですけども、私もこの9年間、議員をやってて、いろいろ過疎債に使ってる金額を見てますけども、先ほどの説明の中で、情報分野に8,000万円という数字が出てきましたけども、この分野については、たしか8年前か7年前に芦屋町に光ファイバーが入っていると。それを購入するということで過疎債で8,000万円借ったと思いますけども、まず、この点、確認したいです。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

たしかその程度の年度、年度ははっきり覚えてませんが、地域インターネットの整備に関して過疎債を8,000万円入れてるということは事実でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

当時、やはり私も議員でしたので、これについては強く反対した経緯があります。しかし、購

入したということで、じっと私もこの8年間、見てまいりました。しかし、今皆さん方の、8年前から今、見てください。インターネット、これはですね。今、自分が持ってる携帯でもできるんです。自分のうちにあるWi-Fiでもできるんです。

Wi-Fiというのは無線で中央から放ちます。当時、七、八年前、私が質問したときには、8,000万円を使って学校教育、小学校間のテレビ会議をすると、回答はね。もう1つは、この私が今やってる一般質問等を町の中に、その線を使ってやるというご回答でした。実際、やってないと、何も使われてない。

今、町の中のどこの道路、大きな主線には全て光ファイバーがNTTでも入ってる。何も自分で芦屋町で買う必要もなかったと私は思うのですけども、担当課のほうで、もし「いや違ってますよ。こういうふうに使ってますよ」ということがあれば、ご回答いただければ。なければ、次の質問をします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ただいまありました光ファイバーの関係ですが、テレビ会議につきましては学校のほうでも、授業の一環といいますか、そういう中で計画されておるようではございますけれども、ご指摘のように、回数としては十分ではないというように、ちょっと認識しております。また、議会報告につきましても、今のこういった分については庁舎なり、それから公共施設で、一応中継ということではしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

過疎債にも、建物の修理をしたり保全をしたり寿命を延ばす。ここの庁舎もそうでしょうし中央公民館も、いろんなところで、それは役に立たなきゃいけない。道路整備もあるでしょう。教育機関にも8億円出てる。必要などこはあるんですけど、やはりそこには、私が垣間見るに、やはり無駄なことがあると。

特に、情報分野については、日々進歩してます。余り早急に乗らないほうがいい、業者の話にはっきり言います。8,000万円のケーブルは町の中、走ってますけど、だれも使っていない。学校でテレビ会議する。しないでしょ、そんなもの。だれがするの。電話するか、車で行ったほうが早いでしょう。実際はないと。この8,000万円は無駄になる。そういうこともあるんで、借金というのはしっかり吟味して、特に過疎債、幾ら有利だとは言いながら、しっかりやり

ましようというのが、ここの2番目の過疎債の中での私の質問の趣旨です。

今までこの、まず起債、借金ということについて述べてきましたけども、町長、この借金については倍になってる、無駄もあるというようなご指摘、私しましたけども、ぜひ町長のほうから、このような借金についてのお考えがあればご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

起債についての答弁ということなんですが、いつも今井議員からは財政上の問題でいろんなご指摘、ご指導を賜っておるわけでありますが、今回は起債についてということでございます。今井議員もさっきから言われております、やはり、この10年間で何でふえたかということがスタートラインになるのが、やはり過疎債、この過疎債が一番大きなポイントであろうかと思いません。

これは先ほど来、今井議員も言われました、財政課長も話しましたが、70%交付税措置ということで、これは時限立法でございますので、当初はたしか21年度で打ち切りということで、その間に、これは70%も交付されるのであればということで、その当時、ちょっと数年前になるんですが、これは、これを使って今やらなければならないことは何かということを取捨選択した場合に、ご存じのように芦屋町、競艇事業、財政華やかしきころ、いろんな建物を建てております。それがもう35年、40年を経過し劣化し、そしてアスベスト問題、それから耐震化問題等々、いろいろ出てきまして、この辺からまず、やっといこうということで、21年度の期限切れまではこれを使おうということでやってきたわけでございます。

そうこうしておるうちに、そのうちに延長になりました。27年度末ということで、これは恐らく最後であろうと。国の財政状況、いろんな経済状況を見ますと、芦屋町の場合で何で過疎債でされたのかというのは近隣の市町村で大いに話題になっておるわけでございます。これは間違いなく芦屋町は打ち切られるであろうということである。というのも、やはり競艇場があるのに、基地があって交付金が出るのにとこのいろんな話が出ておるわけです。これ、間違いなく切られるであろうという前提の中で再度、過疎債を使って事業を取り組もうということの決定をなされたわけでありまして。

しかしながら、過疎債といえども、さっき今井議員が指摘されましたように、3割は自己負担でございますので、無理矢理に何でもかんでもするというわけにはいきません。やはり優先順位をつけてやらなければならないことはやるということ。これ、もし過疎債がなければ、恐らく学校耐震化もおくれておったであろうし、中央公民館の改装、それから町民会館、本庁だってそうですし、まだ1つずつ、やらなければならないけど1つずつ、まだまだ半分もできてなかったん

ではないかと思っております。そういう形で、このように、いわゆる起債借金がこの10年間で約倍になったのではないかと思っておるわけであります。

しかし、じゃあ、今後どうなのかということが問題であるわけですが。私自身も大体やるべきことはやったのではないかなと思っておるわけでございます。ただ今後は、やらなければならないことが確実に1つあるのは給食センターでございます。これはもう間違いなくやらなくてはなりません。これは実施計画にも、議会にもお示ししておると思っております。それと町立病院、中央病院の問題、これはまだ決定しておりません。というのも経営形態委員会の答申がまだ出ておりません。この答申をいただいてどうするかということ判断しなくてはなりません。もしこれが病院をやるということになれば、恐らく40億円、50億円ぐらいの芦屋町の競艇場以来の大型事業になるかと思っております。これは慎重に取り組まなければなりません。今井議員がいつも言われるように、将来に禍根を残さないようにということで、これはもう十分慎重に、まずは財政の問題で、どういう補助金があって補助金の組み合わせをして、できるだけ少ない手出しの中でできるかどうかということ十分に精査しなければならないと思っております。

それから、今後はそういうことですが、財政課長も言いましたように、財政運営につきましては、毎年皆さん方にお示ししております財政シミュレーションにおきまして、今後の10年間の財政運営のあり方を数字上であらわしていきたいと思っております。

それから、特にこの国の財政運営の考え方が今後どうなるのか。混沌としております、国のほうが。それから町の税収、それから基金、交付税のあり方、財政基盤のあり方、それから、何といても競艇事業でございます。今のところ、順調にっております。しかし、これは事業でございますので、ある程度、3年、4年先の見通しはつきますが、それから先というのは皆目、我々も見当がつかいません。しかしながら、東京の日本財団、振興会、競走会、施行者協議会一丸となって、しっかり努力をいたしております。幸い、芦屋町は他町、他場からうらやましがられる成績を今、残しております。それで毎年、昨年度からですかね、2億円ずつ一般会計に繰り入れることができおるわけでございます。今後、この競艇事業からまだまだ多く繰り入れができるよう努力しなければならないと思っております。

そして、この今後のことにつきましては、まず行革本部での議論、それから委員会でのご意見、行革委員会のご意見、そして議員の皆様方のご意見を総合的に判断しながら芦屋町の財政規律を確立していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

起債に対するご説明、ありがとうございます。ここ10年間、ここ10年については今のお話ですと、基本的に過去の箱物についての補修でほとんど使われてきたというのが実態なんです。この過疎債というのは、据え置きがあった後、約30年以上にわたって町民が払い続ける、いわゆる借金なんです。30年後に払っている町民の人、ここにいる人はほとんどいなくなっていると思う。30年前に建物補修にこんなお金を払ってる。まだ我々が払ってるのか。後世に遺恨を残すと思うんですね。

確かに町長が言われるように、箱物があるからそれを維持管理しなければいけないということは十分わかっています。わかっている上で言っている。だとしたら、我々は、行政委員会の今後考えるということ、優先順位を考える中ではいわゆる給食センターがあるということもありましたけども、我々が執行部と、議会もそうでしょうけど、次にやるべきことは何か。過疎債使ってもいいんですよ。30年後にこの町がしっかりする、この町に人が定着する、そういう事業をやらなきゃいけない。箱物に使ったって30年後、なくなるんですよ。過疎債を使って人が住む、そういう事業をぜひ行革の中でつくってください。私たち議会もしょっちゅう、この委員会または一般質問でやっています。ぜひ、その回答を欲しい。ここ8年、9年ずっとやっているけども、今のこの30分間の説明の中で聞いて皆さん方もわかるように、ほとんどが箱物の補修にしか行われてない。将来にわたっての投資がない。どうするんですか。借金使っているんです、やって。だけど将来、若い人がここで仕事ができるような政策をぜひ出してほしい。この後、予算が出てきます。行革の意向も含めて。借金は、必要な借金は私も必要だと思う、この経済状況の中では。だけど、30年後にここに住む人たちが「ああ、先人たちがこれだけ努力をしてくれたんだな」ということがわかるお金の借金、使い方をさせていただきたいというのは、この1番目、2番目の中の私の切なる願いです。

いよいよ経済状況、日本、だめになってきました。ここで芦屋町しなかったらもう、今の建物の補修だけで終わってたら、行き着くところは高齢者の社会の中では、若い人はよそに仕事を求めて、芦屋町に産業もない、雇用もないということになったら、どういう末路になるか、10年後。近い将来です。ぜひ、この私の一般質問、ここ三、四年、ずうっとやってきてますけども、財政については、ぜひ投資をする場合には、将来につながる投資をしていただきたいというのは、この1番の1と2の中での私の質問の趣旨です。

次に、借金に対して1の3で今度基金、いわゆる貯金に対する基準と方針についての項目ができたというふうに聞いておりますけども、この内容についてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

24年4月1日から新たな芦屋町の資金管理及び運用基準ができ、それで事務を行っております。主な内容としましては、条項立てになってるんですが、第3条で公金の管理、運用の原則については、安全性の確保、流動性の確保、効率性の確保という優先順位で管理、運用に当たるということ。

また、第4条では、歳計現金の管理、運用は普通預金で行うこと。資金に余裕が生じたときは、元本の回収が確実な定期性の預金による運用はできるが、その運用期間は満期が1年以内という期間を限定していること。

第6条では、基金は原則として定期預金または普通預金で管理、運用すること。なお、基金の目的に反しない範囲内で国債や地方債、政府保証債による運用ができると。ただし、償還期限までの期間は5年を超えないものとしますということです。

第8条では、金融機関の選択と監視という項目につきまして、選択に当たっては健全性、収益性、効率性、流動性等の財務諸表の各項目の数値、格付機関による格付、株価等を参考に総合的に判断すること、会計管理者は金融機関の経営状況を把握するため、金融機関の開示情報を収集し、報道等、第三者による情報を随時把握し、破たんが懸念される場合または資金運用に重大な影響があると認めるときは、直ちに町長に報告することなどが主な内容となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

第4条だと今、聞いたと思うんですけども、5年以内の国債なんかに限るということでよろしいですかね。その内容については、じゃあ、これは新しくしたので、国債を5年物を買ったとする。そしたら、その国債を管理、保管するというような条項はこの項目にありますか、この条例には。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

細かい運用基準、管理内容につきましては、今回の管理、運用基準というのは考え方の原則論を中心に策定したものです。そういう部分につきましては資金管理運用委員会において、その時々々の社会情勢、経済状況、金融情勢等踏まえ、タイムリーな方向性を出すとともに、その都度査定していくことで対応することとしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

古い規定では、またほかの町を見ても、当然国債なんかを買えば、「いつ買って、どれだけの金額で、このものはどういうものです」という記録をするようになっております。芦屋町の古い基準を見ても、そこには「記録をしろ」と書いてある。今度の新しい基準には、確かにアイデアと言いましたけども、この記録をする部分が完全に抜けている。買って記録する必要ないんですよ。ぜひこの辺は、補完する必要があると私は思います。前あった規定が消えちゃってるんです。

そして、新しい基準の一番最後の附則の一番最後の項目を見てください。そこには、この新しい基準は今後買う国債には適用するけども、古い基準、古い債を買ったものについては古い基準で運用するって書いてありますけども、間違いないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると、ここ4年来問題になっている仕組債については新しい基準を適用せず、古い基準で管理をするということよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると、芦屋町には、財政のこの基準は2つ残ってる。古いのと新しい、両方が存在するという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

そういうふうになります。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

ぜひその辺は統一をするべきだと私は思います。古いものは忘れるようなことになると思います。

そして、先ほどご説明になりましたけども、それは委員会をつくって委員会のほうで評価をするということになりましたけども、委員会基準も新しく設定されてると思います。ここでの委員会のメンバー構成、どのようになっているかをご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

資金管理運用委員会につきましては、組織は副町長、会計管理者、総務課長、企画政策課長、財政課長となっております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

第3条で副町長が代表、委員長となっております。第2条の中でその目的、評価をするというこのお金、いわゆる貯金のちゃんと運営できてるか何かをその委員会が評価するという項目も2条の最後にあると思いますけども、確認できるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

従前のものにはあったと思うんですけど、2条の中では、評価については、具体的に評価するという言葉については、えっ、どれですか。（「下から2番目」と呼ぶ者あり）

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

調べといてください。評価の基準は第2条の中の一番下から2行目に書いてある。

そして、先ほど柴田課長がご説明になったように、委員会の中で評価していく。いわゆる貯金はどんなふうに使われているか、適正に使われているかというのを評価するというふうに言って。この基準になくても、それは追加すればいいことですけども、私も見た中では入ってる。そして、

それを評価するのは、先ほどご説明にあったように副町長を主幹として全員、メンバーは町の人なんです。職員なんです。自分たちでやって自分たちで評価して、ちょっとおかしいと思いませんね。評価するのであれば、本当に貯金がきちんと管理されてるか、仕組債のようなものを買わなくていいような新しい基準はつくったとは言えども、きちんと貯金は町民の貯金ですから、きちんと管理するものにおいては、自分たちが使ってる、自分たちが管理している人が評価するんでなくて、ここには外部の人か有識者かなにかを入れるべきだと思いますけども、この辺について、ご意見があれば。なければ、ぜひそれは追加してやらないと、評価の対象にはならないと。自分たちの、ちょっと言葉的に悪いですけど、マスターベーション的な組織だけになると考えます。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

その外部委員さんの件については、今後検討をさせていただきたいと思います。

ただ、ちょっと1点だけ、先ほど、いわゆる附則のところでお話がありました点がありましたですけれど、新基準の附則第4項、この中で、この基準の施行日前に芦屋町資金管理並びに運用基準または芦屋町債権運用指針の規定により預託した基金（普通預金を除く）及び購入した債権の管理、運用については従前の例によると、このような規定を設けておるわけです。この項についての必要性ということを感じたゆえにこの項目を追加したということでございます。

この仕組債の購入につきましては、当時の社会情勢などにかんがみて購入をされております。現在の社会、経済情勢は平成20年の当時と比べて大きく変化しておる。したがって、現在の基準をそのまま当時に合わせて運用することはできない、このように考えて策定をしたものでございます。いろんな基準、条例、法律などは、社会、経済状況の中で修正あるいは廃止など、その時々合ったものにされるものと考えております。

例えば、町の例規の中でも、国保などの税率などが改正された場合について、改正前の税率などを改正後の税率などと同じにするとということはありません。したがって、改正後の条例の規定では、何年以後の国保税について適用し、何年度までの国保税については、なお従前の例によると、このようにされておるわけでございまして、改正したり廃止したりする場合は、既存の法律関係を考慮することなく、いきなり新しい法律関係を適用すると、それまでの法律関係で営まれてきたものは大きく損なわれることになるため、新しい法律関係に円滑に移行できるよう、既存の法律関係をある程度認める、このような考え方に立って附則を設けたものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

いずれにしても、自分たちでお金、貯金を管理していくわけですが、やはり、今言いましたように、きちんと公平な目で、町民を入れるなり有識者を入れるなりですね、そして、その内容については、1年に1回、会議をやられるのであれば、広報などできちんと「このようになってますよ」ということをぜひお示しいただくことが肝心じゃないかというのが1の3の項目の中の私の質問の趣旨です。

ここの中で今、仕組債が出てきましたけども、先日の新聞報道についての仕組債について、ちょっと追加して述べたいと。確認なんですけども、この報道が出たときに、中身を見た、ちょっと違和感を非常に覚えるんですね。町との我々と議会、または町民の人たちに言ってることと、いわゆるそこに相当の違和感、相違感があると思いましたので、まず、この経緯についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

8月13日に朝日新聞の記者から電話で取材の申し入れがありました。当日は会計管理者が不在でしたので、総務課長である私が応対しております。取材の趣旨は、苜田町と比較したいということで、芦屋町が資金管理の運用方針を見直したことについてというものでございました。記者と話をする中で、円高の影響で金利がつかない状態だが、芦屋町では中途解約は考えていないというお答えをいたしまして、結果として、30年の満期まで持ち続ける方針と理解されたんじゃないかと考えております。

仕組債の購入時には、5年以内で償還が可能であるという金融機関の説明を受けております。5年を超えても早期償還ができない場合は、金融機関に対して仕組債の引き受け及び元本償還などの協議を行うと、広報でも住民の皆様へご説明をしております。記者に対しては、この部分についての説明をしておりませんで、町の考え方が正確に伝わらなかったのではないかと反省をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

いわゆる新聞という大きな報道の中で、見出しの中で、私は非常に引っかかったのは、1つは「芦屋町は勉強不足だった」という項目がぼーんと出ているわけです。2つ目の大きな問題は、

芦屋町民及び議会での22年の9月から12月、23年の3月の中で、一般質問の中でも議員の方がされたんですけども、その中での回答では、同時に町長の今回の選挙、1年半前の選挙のときの公約もそうですけども、5年たったところで協議をする場があるから、そこで協議をしてから、その結果を町民にお知らせさせると、お知らせいたしますよというのが、いわゆる公の公式見解ですね。

新聞というのは非常に大きなインパクトを与えるものですからね。私も議員やっていろんな人が来る。「今井さん、今まであなたがやってると違ってるじゃないか、言ってることと違うじゃないか」「30年間保有するよ」「うそだ、そんなことないよ」と、新聞見てびっくりした。これについてはきちんと新聞報道社、その記者に話をし、または謝罪文書かせなさいよ。または謝罪文でなくてもいい。説明を書かせなさい。そうしないと大変なことになってる今、私のところでは。私の選挙民、私の支援してくれる方ほど、また支援してくれない人にも説明すること、私は誓ってるんだから。そうでしょう。町長もそうだと思う。町長自体も大変だと。町長自体だって、今回の公約、そうやってたんだから。町長の公約持ってますよ。けども、その辺は、新聞ということは非常にデリケートな部分があるので、ぜひ気をつけていただきたい。

今言うように、新聞の報道の中で30年間保有する、勉強不足だったというような、芦屋町に本当に失礼な言い方だと思う。あのときには、我々議会として聞いているのは、ペイオフ対策として必要だったからやったんですよ。この認識は町長、皆さんが言われてるから、我々もその認識で言ってるんですから。ペイオフ対策、銀行が潰れるかもしれない。なおかつ金利がつかないからこういうもの。ただ、30年間というのは非常に長いということは1つあった。だから今回、基準をつくって5年以内の国債に限度を切ったわけですよ。もし新聞が訂正文を出さないんであれば、広報できちんと訂正文を出してやるというお考えはあるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

記者に対しましては、再度、私のほうからまたご説明をしたいなと思っております。その内容につきましては、また、住民の方に対しても周知するということについては、また検討させていただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

なかなかですね、新聞に対していろいろクレームをつけても、情報はそのようにきちんと伝わらないかもしれませんが、我々、町を運営する者、議員、執行部としては、やはり、間違った

情報を町民に与えるということは、新聞のせいにする必要性はない。我々はペイオフ対策で必要だと思ったから、お金を大切に運用しようと思ったから、それを買ったというのが執行部の回答です。それを前面に押し出して、5年度が来たとき、いわゆる買ってから5年が来たとき、来年ですね。そのときには、きちんとした執行部の考え方を議会、町民にご説明するというを一貫してきちんと説明、それが町長の公約でもありましたので、ぜひそこをお願いをいたしまして、この1番目の財政、一般会計についての質問を終わりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

じゃあ、2番目の項目のほうに移ります。

指定管理者というのが芦屋町に導入されてはや四、五年がたってるわけですけども、現在、指定管理者という内容で契約をしている事業というのはどのくらいあるのか、まずこの点を1番目にお聞きいたしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

件名2、要旨1の現在、指定管理者の契約状況はどうなっているかについてお答えさせていただきます。

地域づくり課が所管しています施設で指定管理者を行っているのは芦屋海浜公園、芦屋海浜公園レジャープール及び国民宿舎マリンテラスあしやがございます。海浜公園と海浜公園レジャープールは芦屋町観光協会と平成22年度から27年度の間の5年間、指定管理者として管理、運営を行っています。国民宿舎マリンテラスあしやは、マーチャント・バンカーズ株式会社と平成23年度から28年度の5年間、指定管理者として管理、運営を行っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉課で所管し、指定管理を行っている施設は老人憩の家及び山鹿保育所がございます。老人憩の家は3カ所ございますが、現在、芦屋町社会福祉協議会が22年度から26年度の5年間、指定管理者として管理、運営を行うことになっております。山鹿保育所につきましては、20年度から24年度の5年間、社会福祉法人清心会が指定管理者として管理、運営を行っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

2番目の1番目の内容については、指定管理者の内容はわかりました。

2番目の2の項目の中で、いわゆる国民宿舎で、マーチャント・バンカーズという会社に指定管理をお願いしているわけですが、その辺の経緯については、3月の時点で議会のほうに、いわゆる経営的にうまくいかないというような情報が伝わってましたけども、全員協議会で。その辺の経緯について現在、どうなっているかのご説明を2番の2として質問いたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

それでは、件名2、要旨2の国民宿舎の指定管理の状況という形の中で、3月19日に全員協議会のほうで報告いたしました国民宿舎の指定管理に関する協議の経緯からお話をさせていただきたいと思います。

まず、3月19日、全員協議会で報告しました国民宿舎の指定管理に関するものにつきましては、昨年の12月19日にマーチャント・バンカーズ株式会社より、12月時点では、今期大幅な営業損失を抱えることが予測され、事業を継続していくことが非常に困難な状況であるため、協定書に基づいて協議の場を速やかに設定していただきたいというもので、内容は、納入金の大幅な見直し、または、これに相当する経費等、町からの補填に関する協議、これが受け入れられない場合、協定書による指定管理者の取り消しを含めた協議の申し入れがございました。

1月10日に売り上げの下降に歯どめをかけるべく、料理体制の再編、メニューの内容の見直し、営業の強化を推進する、これらに係る経費を踏まえ、積極的な体制への来期予測の納入金額を3,600万円、税別に変更、及び4月からの適用を希望するという旨の協議書が提出されました。

2月7日に第1回国民宿舎マリントラスあしや指定管理に関する協議を開催し、町からマーチャント・バンカーズ株式会社に対し、業務内容の申し入れ文書を手渡いたしました。内容につきましては、基本協定書第7条、指定期間による期間を満了すること、2番目、納入金については、基本協定書25条の納入金による納入をすること、納入金の見直しについては、基本協定書の第25条第2項により、平成26年度以降とするという形で申し入れをしております。履行できない場合、第35条第3項による損害賠償を請求するという内容を申し入れ書として渡しております。

マーチャント・バンカーズ株式会社は、町に口頭で、12月に提出された文書の付則説明として、3月11日の震災の影響が最大の要因、予想もできない不可抗力であること、減額要望の3,600万円は譲れない額であるということ、応じてもらえない場合は撤退させていただきたいという内容でした。町からは、売上減少の客観的な資料の提出をマーチャント・バンカーズ株

式会社のほうに求めました。

3月27日に第2回国民宿舎マリンテラスあしや指定管理に関する協議を開催し、マーチャント・バンカーズ株式会社から提出された資料については町の意見を伝え、売上の減少を3月11日の震災による不可抗力だとはとらえていない。2月20日付で提出された資料は具体的な内容がわからないため、再提出をお願いしたいという形で行っております。マーチャント・バンカーズ株式会社からの意見は、「第37条の不可抗力は厳しい解釈になると思っている」との口頭での説明がなされました。また、具体的な資料の再提出をするということで、約束がなされております。要望として「賃料の見直しを撤退することについて速やかに対応してもらいたい。もし、撤退することになった場合、後継者が見つかるまでは、責任を持って当社で営業する」ということを明言しております。

その後、指定管理に関する内部協議を3回ほど行っております。4月以降、再三、具体的な資料の提出を求め、8月16日付で資料の提出がなされました。8月22日に内部協議を行い、減額でき得る具体的、客観的な資料であるか、要望を受け入れるべきかについて協議を行いました。また、今後の方針についても検討を行っております。現在、芦屋町としての対応について協議を行っている状況であります。なお、業務に関しては、協定書内容どおりに履行され、納入金についても契約どおり、現在は支払われております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

この問題を一般質問でしたのは、3月の、いわゆる全協の中で説明があった中では、町は減額に正当な理由がなかったら応じないよという町の態度、文書も出されている。一方、指定管理者のほうは、減額だとかそういうことがなかったら、私たちは撤退しますという、もう3月の時点でそうなるんですよ。私はずうっとその後、委員会でも委員長にも説明をしてくださいということで、いろんなことでやってるけども、依然、回答が出てない。非常に不思議なんですよ。簡単な話なんですよ。内部判断だけでしょ。もう内部判断では、町としては公文書を出されたことを私たちも、議員全員見ましたよ。減額しないという。向こうからの文書、減額しないんだったらやめますと来て、それが3月。4、5、6、7、8、9、6カ月間、何を内部で協議してるの。結論は1つしかないでしょう。どうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

町の考え方は、今、今井議員がおっしゃられたように、当初、私どもがマーチャント・バンカーズに文書で提出した内容と、基本的には変わっておりません。ただ、協議が長引いたというのは、私どもも長引かせるつもりは全然なかった。そういうことも相手側には伝えております。ただ、実際問題、3,600万円という数値が出てきましたものですから、その内容は、とにかく吟味しようということで、今後、仮にそれがどんどんどんどん、今の6,000万円に近づくようなものであるかどうかも含めて、そこのところはちょっと、向こうの話をよく聞こうということで資料の提出を求めた、そういうことで、ちょっと長引いてはおりますが、私どもとしては長引かせるつもり、向こうもできるだけ早く決着つけたいという考え方ですので、私どもは、基本的には当初の考えとは全く変わっておりませんので、その方向で今後進めたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

今、副町長が言われたとおりだと思っんですね。町は公文書で「まけませんよ、減額しませんよ」というのをもう出してるんですよ。話そこで終わりでしょう。その「3,000万円値下げしてくれ」と言ったって、何にしても、公文書が出てるのに3,000万円下げることの検討なんて、必要性ないでしょう。公文書が出てなきゃ別ですよ。「公文書として出しました」と、私たち議会に説明があったんですから、それひっくり返して3,000万円、理由があるから、ひっくり返して3,000万円下げてあげましょうという話は通らなくなるでしょ、ここに公文書がもう12月の段階、3月の中に出てたら。だから、私はここで一般質問であえてやってる。委員会でやってもいいんだけど、余りにも長い。

というのは、この長いということで、結果的に業者さんはずうっと赤字食らってる。芦屋町も後継者を決めなきゃいけないけど、ずるずるずるずるずる来て、後継者も決めることもできない。その判断もできない。調整もできない。機会損失もいいとこでしょ。ぜひその辺は、既に公文書を出して決めてることに対して執行部はびしっとやる。我々もそう説明したんですから。町民にもそう説明したと同じことなんですよ。それを3,000万円下げてくれと。中身の調整なんてのは、私は必要性ない。なぜかという、執行部として「まけない」と言ってるんだから。幾らまけると言ってくれたって、「まけない」という公文書を出したものをひっくり返すことはできないでしょ、今度。ひっくり返せます。ひっくり返せないですよ。だから、払えないんだったらやめなさいとしかならないというのが、これ私の判断じゃないですよ。皆さん方の判断なんです。ぜひですね、このようなことは、町にとっても1つの大きな観光の目玉でありますし、そ

こで、いわゆる人が来ない。閑古鳥が鳴いてる。前回には、ほかの議員からの質問の中で「料理が悪い」と。いろいろ出てますよね。そういうことは町のためにはなりませんので、ぜひ早急に円満に解決をさして、新しい事業者できちっとした経営をされていくことを願って、本日の私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ここで5分間、休憩いたします。11時5分から再開いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、日本共産党の川上です。

初めての一問一答なのでよろしくお願いいたします。

まず、ブルーインパルスについて伺います。

7月12日付で航空自衛隊芦屋基地より芦屋町を初めとする1市4町に対して、芦屋基地における飛行訓練のお知らせについての通知文章が届き、現在、芦屋基地において離陸時の展示課目、3課目の訓練が実施されているようですが、次の点を伺います。

まず第1点目に、7月14日付の新聞報道では「芦屋町や岡垣町などの近隣自治体の了解が得られた」と報道されていますが、芦屋町では訓練の実施の了承はどのような経緯で、誰の名前で出されたのか。

また、議会には、説明や議論がなく訓練の決定の事後報告であったが、なぜ議会に説明がなかったのか。議会制民主主義の軽視ではないかと考えますが、まずその点を伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

まず、芦屋基地から町へ、ブルーインパルスの訓練につきましては、平成24年6月28日、

事前説明がなされておりまして、同年7月13日に芦屋基地より訓練の実施に係る通知がなされております。本通知を受けて、町執行部から議会へ報告させていただいた次第でございます。

ご指摘のとおり、今、新聞で了解が得られたとの報道がありますが、基地から事前に説明を受けてはおりますが、了解したといったような回答文を送付したということではございません。あくまで事前に説明を受けた後、基地から訓練実施について通知がなされたものでございます。

なお、議会制民主主義の軽視とのことですが、本件につきましては、地元同意を必要としないものであり、訓練通知を受けまして同様の通知文を議会へ報告させていただいたものです。

なお、議会から、そういった説明要望がございましたら、基地に対しては、基地のほうから説明していただくような調整は可能と考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、6月28日に事前協議があったということで、返答もしていないのに基地は了承したということで、こういった通知を出されたという点では、町の主権に対する侵害が問われるわけと思いますが、その点は、町はどういうふうに考えてるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ブルーインパルスの訓練に関しまして、基地のほうにも確認をしてるんですけども、これに関しては、近隣の自治体の了解が得られた、得るところが防衛省としてあるわけですけども、基地の見解としましては、地元に説明を行い通知のみ実施しており築城基地でも同様の対応でございます。基地の考えとしては、地元自治体に丁寧に説明を行って、案件に関して理解を得た上で、通知をさせていただくということを基本としているというようなことでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

防衛省が、こういったことをやったときに、自治体に説明すればそれでオーケーだということでなるのかといえ、やはりこれは普天間基地の問題とかいろんな国内の基地の問題、そういった点を見ても、自治体の了解を得ないでそういったことが勝手にできるということは絶対ないはずですよ。

例えば、先ほど言われた築城基地につきましても、議会答弁の中で築城基地、行橋市の市長は

こうっております。「1年間延長できないかという話もあっています。申し入れは確かにございました。行橋市としては、関係する地域の住民の皆さん、議会の皆さんとお話をした上で、お答えをしたいということで、まだ了解はしていません」こういったふうに言いよるんですね。当然、やはり町が了解しない限りは基地が、そういったブルーインパルスを受け入れるとか、訓練をやるとか、そういったことはできないと思いますが、そういった点では、この問題についてはちゃんと事実関係を明らかにして、町としても自衛隊基地に対して強く抗議すべきじゃないと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

先ほども、ちょっと申し上げておりますけれども、ブルーインパルスの訓練につきましては、ご存知のように、震災の関係で芦屋で、今、訓練が行われているということであろうかと思っております。そういうことで、昨年5月にそういうご説明を受けて、現在、芦屋町を起点に訓練が行われておるわけなんですけれども、今回のブルーインパルスの訓練というのは、築城のほうでやります離陸後の訓練、離発着に伴う訓練ということで、一応3課目を芦屋でやりたいというようなことでもございました。そういったことで、それにつきましては時間的には、30秒程度で終わるような訓練ということも聞いておりますし、そういう中で理解をしているということでもございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

平成23年5月16日に、芦屋基地における移動訓練の実施についてという通達が出ておりますね。これは、先ほど言われたように、震災によってブルーインパルスが松島基地に帰れないので、芦屋基地や築城基地を利用して、そして山口県沖の洋上で訓練をしたいという、そういった訓練で、芦屋基地に対してはブルーインパルス機の受け入れと官舎への宿泊とか、そういった部分を含めたことをお願いするということでやっておりますね。それで1年間だったわけですよ。ところが、今度の24年の7月12日に出された文については、これは飛行訓練のお知らせということで、芦屋基地において離陸時の展示課目、3課目の飛行訓練の実施することになりましたので、根本的にはどこが違いますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

先ほどから、一方的なことではないかではないかというようなご指摘だろうと思いますが、先ほど述べましたように、基地としては地元には理解を得ると、理解を得た上で通知文、こういった訓練を実施しますということで運用されているということでございます。その辺の説明については、先ほど説明したようなことで、町として理解しているということでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今回の場合は、芦屋基地を使って、ブルーインパルスの実施訓練をやるということで、今までとは全然、性格が違ったことなんですよ。

そういった点で、そういったことを住民への説明もなく、議会への説明もなく、また芦屋町には基地対策協議会があって、そういったところの論議もなく芦屋町が了解していないのに、自衛隊がやっているちゅうことについて、これはやっぱり大きな問題だというふうに思うんですよ。

そういった点でやっぱり芦屋町が、なぜこういったことがやられているかといえば、やっぱり芦屋町が基地に対するスタンスがやっぱり弱いのではないのかというふうに私は思います。

例えば、先ほども言ったように、築城基地を管轄する行橋市では、やはり行橋市の市長自体もやはり住民の皆さんが、日ごろの戦闘機の訓練については、本当に大きな不安を抱えておられます。騒音だけではなくて、いろんな危険も感じているという状況は今までもお話したとおりでございます。この続いて持っている不安についても、今後いろいろな強い申し入れをしていきたいと思えます。

そしてまた、基地を引き受けるかどうかについては、住民や議会と十分話し合って、ブルーインパルスを引き受けるかどうかについては話し合いますという、こういったスタンスを持っているわけですよ。芦屋町もやはり最低でも、こういったスタンスを持つべきと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

私が認識していることと、議員が言われていることに大きななんか差異を感じるわけですが、本来ブルーインパルスは私どもが聞いているのは、まずブルーインパルス、東日本大震災をきっかけとして、この話はちょっと横に置いて、我々が聞いているのは、まずブルーインパルスの洋上訓練と飛行場の上空訓練。この2つがあるわけですね。

芦屋基地に駐留はすると、そして築城基地に行つて訓練をすると、そして築城基地と芦屋基地の根本的な違いは、飛行場の上空で、築城基地の飛行場上空で訓練をやる、そして洋上訓練に

つきましては、これは訓練区域がもう決まっておりますので、ここですなさいということで、何島やったのですかね、日本海、見島周辺でやるということで決定しておるわけですね。

その築城基地との根本的な違いは、芦屋基地は駐留をして結局、築城基地まで行くと、築城基地の上空、飛行場上空で訓練する、なおかつ、洋上訓練もやると。芦屋基地において、そういう訓練はやらないということですね、これはもう認識されておると思います。だから、私が認識しているのは、今、芦屋基地でやっておりますT4の離陸訓練ですね、そういうような捉え方をいたしておるわけでありませぬ。

先ほど来より、築城基地との比較を、議員言われておるわけでございますが、そこに大きな違いがあるわけでございます。今回、申し入れを受けたのは、ただ東日本大震災において、復旧の作業に大幅にブルーインパルスの方員の皆様も派遣されてご苦労されたわけでございます。訓練時間が足りないということで、せめて離発着の訓練をさせていただきたいという要望というか、お願いが来たんであります。さも、なんか芦屋基地で訓練をしているようなお話でございますが、そういうことはございませぬので、それだけ申し添えておきます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町長、この7月12日の通達の中に、こういった地図も載ってますよね。

この地図には、芦屋基地でから、4つの課程の、まあ3課程なんですけど、4つのそういった曲技飛行も芦屋基地の上空でやりますということが書いてあるんですよ。それで築城基地は、27課程をやってますよね。その問題はちょっとまた後でしますけど、それでは第2問目の新聞報道では、1日3回、午前9時、11時、午後1時頃となっているが、訓練は築城基地ではブルーインパルスの飛行訓練は轟音被害のために学校の授業中には行わず、午前9時前、午後3時以降に行うという行政と取り決めを行っております。芦屋基地ではなぜ学校の授業中に行うのか。また、安全・安心な生活環境の軽視ではないのか。この点についてはどう答えますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

芦屋基地での離陸時の訓練課目、訓練は3課目ということで、芦屋沖の洋上及び芦屋基地の上空で行うと、訓練時間は離陸時の30秒程度ということでございます。1日3回の訓練でございます。

新聞報道では、午前9時、11時、午後1時頃とされていますが、基地に確認しましたところ、午前7時50分、それから11時、それから午後2時に飛び立つということを聞いております。

また、芦屋町の学校上空については飛行しませんので、こういったことで安全・安心な生活環境を直ちに脅かすものではないというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町の上空は飛ばないといいますが、築城基地に行くときにはやっぱり芦屋町上空を飛んでいきますし、またこの前は山鹿上空も飛んでいくということがありました。それと、ブルーインパルスについては夜間飛行については行うのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

夜間飛行につきましても、隊員の技量の課目として夜間飛行の部分もございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

我々はT4の訓練機については、夜間飛行を行うということを認めるというか知ってますけど、ブルーインパルスが新たに夜間飛行を行うということは聞いてません。

そしてまた、住民もそれに対してどういった判断をしてるかというのも分かりません。そういったことをやっぱり説明もしないし、判断も問わないでやるということ自体、やっぱりこれはおかしいと思います。それと、ブルーインパルスに限らずT4の問題にしても、やはり騒音問題というものは大変なものがあります。

これは、例えば学校関係でいえば、周辺なんかでは運動会とか、学校の授業中にT4とかが飛んで、どうにもならないと、授業ができない、運動会ができない、そういったことから自衛隊基地へ抗議を行い、とにかく最低限でもそういったいろんな行事があるときには、上空を飛ばないでほしいとか、そういった申し入れをしております。

また、築城基地については、例えばブルーインパルスの訓練についても、高校入試がある期間、そういったところは飛行訓練の自粛、中止を求めるという、そういったこともっております。やはり、芦屋町においても学校環境の良好を維持するという点で、学校の授業中そういった時には、T4にしても訓練の自粛を申し入れる。

また、保育所や小学校の運動会、そういったときの訓練については自粛を求める。そういったことをすべきではないですか。そういったお考えはありませんか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ただいま、T4に関しても騒音問題として、そういう行事なり試験、そういったところを考えると自粛を求めないかということですが、一応この辺につきましても、基地のほうには考え方を聞いておりますけれども、T4の訓練自体は今大体1日に6回、大体8時から日没までということであるわけですが、あくまでも学校でございますので、隊員の時間、航空時間というのがあると、それを特に9月あたりあれば、7カ月間滞在してその辺のカリキュラムをやっぱりこなさないといけないということなので、大体、今聞いておりますところでは、第1便が大体8時から9時半の範囲内、続けて9時35分から11時10分、11時10分から12時45分、12時45分から14時20分、14時20分から15時55分、15時55分から大体日没ということで5時から6時の間と、こういったことでスケジュール的にはかなり6回飛ば、こういった常に飛んでいるという状況があるということでした。

騒音問題につきましては、住民の方からもいろいろ苦情等いただいておりますけれども、それについては基地に対しても申しておりますので、そういった配慮についてしていただきたいと。ただ、高校入試とか試験があるときについては、基地のほうも一応配慮はしているというような回答を得ております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それは、基地の都合なんですよね。私たちは芦屋町の町民の方の安心、安全を守るという、それが役目ですから、まず出発点は町民がどうなのかということから、私たちは出発します。それと、この一般質問をやるというふうになって、私のところに2件ぐらい連絡があって、ブルーインパルスについて質問するなら、ぜひT4の騒音問題についても質問してくれと、また夜間の深夜の12時ごろぐらいに、ヘリコプターが飛んで自分の家の頭の上をホバーリングしてから、夜も寝られんやっただとか、そういった連絡も電話もありました。

そういった点では、特に最近、山鹿地区に対してもT4の訓練なんかも相当、頻繁に朝8時頃から行われてます。これはNHK受信料の減免を貰っている範囲なんですけど、これについては滑走路の延長上と、滑走路から東西1キロという、これは一応の基本的な決まりになっています。

ただ山鹿地区について、それから花美坂とか、そういったところについては、遠賀川から若松べたはもう全然対象になってないということで、これについては芦屋町が同じ町内での格差があ

ってはいけないということで、町民の税金を使って負担している状況ですけど、とにかく今現在はこの山鹿地区の上空も頻繁に飛びよるわけなんですよ。ですから、私はこういったNHKの受信料の問題にしても、やはりこういったただ単に数字で区切るのではなくて実態で区切って、本当に飛んで8時ごろになったらNHKのドラマも爆音じゃから見れない状況もあるんですよ。

だから、実態でから、ちゃんとそういった被害に対する補償をやるべきだというふうに思いますが、これは基地対策協議会というのを芦屋町、つくってますが今後ぜひこの範囲を広げていくということを防衛省に求めていってもらいたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

基地対策協議会でも、要望という形で基地と防衛省のほうには出しておりますが、その中でも山鹿の騒音の問題についても騒音測定なりを行ってくれというような申し入れは行っております。以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは次の3項目、ブルーインパルスが芦屋基地で行う飛行訓練の3課目とはどのような訓練を行いますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ブルーインパルスの展示飛行課目は、全部で27課目ございまして、今回の芦屋基地で行うものは離陸直後に演技する展示課目であります。

それでは、3課目についてご説明いたします。

1番目が、ダイヤモンドテイクオフ・ダーティーターンというんですが、これは1番機から4番機、4機で編隊を組むんですが、編隊を組んだまま滑走路上でテイクオフいたします。離陸直後に、4番機が最後尾についてダイヤモンド編隊を組み、全機が脚をおろしたまま270度旋回した後、飛行場上空を通過する課目となっております。

2番目が、ローアングルキューバンというんですが、これは5番機がする訓練でございます。離陸直後にすばやく脚を収納し、離陸角度を低くおさえると、滑走路のエンド近くまで低空飛行し、そこからほぼ直角に急上昇、その後ループ反転して離陸ポイントへ向けて飛行場上空に侵入する課目となっております。

3番目が、ロールオンテイクオフといいますが、これは6番機が単独で低空をして脚を下げた離陸体制のまま、右に360度のバレルロールを行う課目となっています。バレルロールというのは、横転と機首上げを同時に行うもので、横倒しの樽の内壁をなぞるようにらせんを描きながら飛行するといったようなものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町長、こういった感じのをやっぱするんですよ。飛行訓練をね。特に問題なのは、ローアングルキューバンという、図面にもありますように一直線で飛行場を回転するというんですけど、これは低空飛行だから一直線だから飛ぶというように聞いてます。

私も築城基地にこれを見に行っただんですけど、ちょうど当日は雷雨のために中止で見れなかったわけですけど、相当な爆音もあるらしいです。こういった訓練をやると、芦屋基地ではその先に何があるかという、前回は滑走路延長問題にした時は宗像、遠賀宗像自転車歩行者道路というのがあります。そういったところの上空を、こういった飛行訓練を低空でからやるということになりますんで、そういった点では飛行機騒音基準以上に高い、はるかに超えるものができると思いますし、歩行者の通行とか自転車の通行には大変危険な状況にはなるというふうには思います。

それと、この芦屋飛行場の滑走路から芦屋小学校が950メートル、芦屋東小学校が1,000メートル、まつかぜ荘が500メートル、中央病院が1,500メートル、芦屋港が1,000メートル、レジャープールが1,100メートル、それから競艇場が400メートルということで、結構近いところにはいろんな施設があります。この間、ブルーインパルス事故は何回ぐらいあったか把握していますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

事故の件数について把握しておりません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

大きい事故だけを紹介しますと、2000年の7月4日に2機が墜落してパイロット3名が殉職、それから91年の7月4日に飛行訓練中2機が墜落、パイロット2名が殉職、82年には、

航空祭、浜松基地の航空祭で、そういった下向き空中開花を演技中に4番機が墜落して、ホンダの関連企業の敷地内に落下してパイロットが殉職、周辺住民12名が負傷という、こういったように事故もやっぱり起こってるわけですよ。そして、民間の人も巻き込んであるという、こういったことがあって、そういったことを訓練をやることを町の了解もなく、ただ1通の通知でやるという、そういった点で大変これは由々しい問題だと思いますが、その点ぜひこの問題についてもやっぱりいつ了承したのか、了承しないでこういった訓練をやってもいいのかという、そこら現状を明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、次に第4点目に、築城基地で行われている飛行訓練は、半径9キロ、高度3キロ、最低降下高度100メートルとなっているが、芦屋基地ではこの示された地図にはそういったことが提示されていません。具体的な数値で示していただきたいというふうに思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

芦屋基地で実施されます訓練課目のうち、ローアングルキューバンのみ芦屋基地滑走路上空で低空飛行が行われるために、最低対地高度これが100メートルということの許可を受けて、訓練が実施されておるということです。

しかし、他の訓練課目は基本的に洋上で行われているため、築城基地で設定されている半径9キロ、高度3キロメートルといった訓練エリアはないと伺っております。

これは、築城基地で行われているようなアクロバット飛行を芦屋基地で実施しているわけではなく、基本的に離陸訓練が実施されることによるものでございます。なお、離陸訓練後、進出帰投経路として市街地上空を飛ぶこととなりますが、この経路については従来で行っておりますT4の訓練機が通る経路を、ブルーインパルスも飛行しているということでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、ちょっと時間が無いので後で質問しますが、5点目のブルーインパルスが飛行場上空における訓練を実施するためには、ア)飛行場を中心に半径9キロ、高度3キロ以下の空域が確保できること、イ)空域内における全ての航空機に対し自衛隊が管制できること、ウ)飛行場訓練に加え、現在の洋上における訓練も継続可能なことが不可欠な条件となっています。

築城基地では、築城基地をブルーインパルスの飛行訓練に使用する理由として、芦屋基地では、空域や管制のア、イの飛行条件を満たすことができないから訓練に適さないとしていました。

今回、芦屋基地で3課目の飛行訓練を実施することになったのは、ア、イの条件が満たされた

ということでしょうが、芦屋基地の空域や管制のどこがどのように変わり、条件が満たされるようになったのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

芦屋基地で実施されるブルーインパルスの訓練に伴って、空域や管制体制が変わったということはないと伺っております。築城基地をブルーインパルスの飛行訓練に使用する理由として、ご指摘の条件が挙げられているとのことですが、芦屋基地で実施されている訓練はアクロバット飛行の中の離陸訓練の一部であります。芦屋基地で実施される訓練課目の内容から、半径9キロ、高度3キロメートルといった訓練エリアの設定の必要性はないとのことでした。

ただし、先ほどご説明いたしましたとおり、最低対地高度は100メートルとして許可を受け訓練がなされているとのことでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、6点目の訓練期間は平成24年7月17日火曜日以降、当面の間予定となっておりますが明確に示されていません。宮城県東松島市の松島基地の復旧まで続けられるとしており、基地の復旧の目途が立っていない中、長期間の使用になるのではないのでしょうか。伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ご指摘のとおり、松島基地の復旧については、目途が立っていないためブルーインパルスの訓練期間は芦屋基地でもはっきり判断できないとのことでした。

ただし、現時点での説明では24年度末までは芦屋基地で訓練が行われると伺っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、いろいろ3点伺いましたが、例えば、築城基地の場合は、町に対してブルーインパルスの飛行訓練の実施についてということで、こういった4ページ建ての資料が出されているんな細かいことも書いてあるわけですよ。地図においても、どのくらいの範囲を飛ぶ、何キロとか、細かくされているわけですよ。

ところが、芦屋町に来たのは、この1ページの簡単なものとこれだけでしょう。何も記入されていない。こういった点でやっぱり町の姿勢がこういった情報を開示するところにも表れているんじゃないかなと思うんで、そういった点ではやっぱり今後、芦屋基地に関しては強い姿勢で臨むべきだというふうに私は思います。

それで、ちょっと紹介したいのは、例えば、これは平成23年3月19日に行橋市議会が議決したんですけど、築城基地におけるブルーインパルスの飛行訓練に関する議決、これは最後読みますけど、「当初築城基地における訓練は、松島基地の機能が回復する平成23年度を目標に終了予定とありましたが、松島基地の復旧が進まず、引き続き平成24年度についても訓練を協力したい旨、申し出がありました。しかしながら、行橋市市議会は住民の生命と安全、生命と財産、安全で平穏な生活を守る立場からこれ以上住民への負担を強いる訓練について容認することはできない。よって、平成24年度の築城基地における第11飛行隊ブルーインパルスの飛行訓練については、実施しないように強く求める」という、こういった議決を出しておるわけです。

それと、同じブルーインパルスの基地になっている松島飛行場周辺、松島基地ですけど、ここを管轄する東松島市でも、松島飛行場周辺の騒音に区域縮小に反対する意見書の中では、平成15年に普通型機が配備され、本格運行訓練が始まった今日は、体感的感覚的な圧迫感と加えてT4、ブルーインパルスの市街地での低空飛行やヘリコプターの低空飛行、騒音や振動をさらに増幅させてきた東松島市における人口の半数は、第1種騒音区域内に住んでおりその方々は甚大な騒音被害に悩まされ、恐怖にさえ感じているという、こういったふうに松島基地の周辺の町でもしています。

それとまた、宮城県知事、それから石巻、塩釜、東松島市、こういったところからも松島飛行場にかかわる住宅防音工事対象区域に見直しに関する要望ということで、この中では、松島基地周辺は基地にブルーインパルスが配備されて以来、航空機の離発着時の騒音のほか陸域でのブルーインパルスによる戦技研究訓練飛行の騒音にさらされています。

ブルーインパルスは曲技飛行をやっているとか、そういった航空祭のときに使うとか、そういったのを言われますけど、実際はここにあるように戦技研究訓練飛行ということで、高等な戦技技術の開発、戦闘技術の開発を行う部隊なんですよね。そういった点で、やっぱり行橋市にしても、もうブルーインパルスの訓練はここでやってほしくないというようなことを言われておるわけです。

そういった中で芦屋が基地に対して、寛大でこっちが返事していないのに勝手に訓練をやるとか、そういったことを許していたら、当然、築城では厳しいから芦屋基地で全ての27課程の訓練をやらしてもらいます。そういったことになるんじゃないかと、私は懸念するんですよ。そういった時の騒音被害というのは、相当なものがあると思いますが、例えば、町の方は築城基地に

行って、ブルーインパルスがやりよる27課程の訓練、こういったものがどのくらいの騒音があるか、そういったことを調査したことはありますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

築城基地の状況について調査したということはありません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういった点では、やっぱりちゃんと基地に対して強い姿勢を示していただきたいというふうに思います。それでは、最後にブルーインパルスの訓練にしてもT4訓練機にしても町民は芦屋町に住んでいて、被害や迷惑を受けています。その町民をどのように守っていくかというのが、町長の仕事だというふうに私は思います。学校教育に大きな支障を及ぼしていますし、また近隣の市町村の学校の先生たちも大変怒っています。私は芦屋基地に対する態度はどうあるべきか、このことはやっぱり一番重要だというふうに思います。住民の命と財産を守る立場から基地と向き合い、主張すべきことは強く主張する、こういったことを求めて芦屋基地ブルーインパルスに関する質問を終わります。

続きまして、第2点目の国保料の問題について伺います。

高すぎる保険料無慈悲な保険証の取り上げ、強権的な取り立て、自民党政権以来破格な国保行政のもと、各地で住民のくらしと健康、命が脅かされる自体が引き起こされています。民主党政権はさらなる国保料の値上げや滞納制裁に自治体を駆り立てる国保広域化路線を推進し、この4月国保の給付財政を都道府県単位に統合する法案を国会で成立させました。国保の滞納者数は、世帯は全加入者の2割を超え、ペナルティーとして正規の保険証を取り上げられた世帯は短期保険証、資格証明書あわせて150万世帯に及んでいます。

そこで、次の点を伺います。

まず第1に、国は、国民健康保険の広域化を進めておりますが、広域化で危機的事態を解決できると考えているのでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

市町村国保は、被用者保険者と比べ被保険者全体に占める高齢者や低所得者の割合が高くなっていること、市町村単位の財政運営となっており、医療費の変動の影響を受けやすい、小規模保

険者が多いこと、市町村間における被保険者の年齢構成や所得分布に差異が生じていることなど、構造的な問題を抱えています。

また、構造的な問題に加え市町村間の保険料格差も問題となっており、これは市町村によって保険料の算定方式が異なること、保険料の上昇を抑制するため一般会計からその財政状況に応じた繰入をする場合があることによるものです。このような医療保険制度の現状、課題を踏まえ、市町村国保の運営については都道府県単位化を図ることにより県下各市町村の保険料率の格差が解消され、国保事務の効率的、効果的な事務運営、また安定的な財政運営に改善されるものと期待はするものの、県内では比較的低い芦屋町の保険料が広域化に伴い引き上げられるのではないかという懸念もあり、今後県の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、言われたこともだいぶん当たってますけど、特に今年の4月の国保の改正で保険財政共同安定化事業の対象が、全ての医療費に拡大されました。2015年の4月から実施が予定されていますが、保険財政共同安定化事業とは、市町村国保が、保険財源から都道府県の国保連合会に拠出金を出し合って、給付を交付していく制度です。仮に、福岡県の安定化事業の対象が、これが1円以上になれば、今回は10万円とかそういったことを言われてますけど、1円以上になれば、実態的には国保の給付財源が県単位になるというそういった事態が起こります。

保険者組織や保険料の賦課徴収は市町村単位のままでも、給付財政が県単位になればどんな問題が生じるかといえば、やはり給付が多い自治体は徹底した給付削減を責められる、また、一般会計の繰り入れで保険料を抑えているところに対して圧力がかかる、また、一般会計からの繰り出しを解消する動きが加速すれば当然、高すぎる保険料がさらに高騰するという、そしてまた高騰することによって収納率の悪化を持たせるという、こういったことになります。国保の広域化というのは、やはり国庫負担の削減、住民の負担増、保険料の徴収強化という、こういった方向をいっそう強化する、そういったことにしかありません。

こういった点を考えて、国保の広域化は決して住民にとって、自治体にとってプラスにはならない、多くの問題があるということ認識いただいて今後、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に国民健康保険の料金は、世帯ごとに計算され、所得割、均等割、平等割、資産割をして合算されます。

芦屋町では、均等割は医療給付費分が1万9,000円と介護給付費分が5,500円、後期高

齡者医療費支援分が5,000円、これを合わせた2万9,500円となっています。例えば、新生児が今月に誕生した場合、均等割はいつから発生しますか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

国民健康保険税の均等割の取得と喪失については、その月の月末の状況で判断いたしております。したがって、新生児が今月9月に誕生した場合には、今月9月分から均等割が発生することとなります。

均等割の金額につきましては、40歳未満の方は、介護保険給付費分がありませんので、5,500円を除きまして、年額が2万4,000円となります。これを月割りで加算しまして、3月までの課税額を再計算いたします。その上、納税通知書と納付書を送付するというようになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今言われたように、生まれたばかりで加算されるということなんですよ。これは大人なら分かるんだけど、おぎゃーと生まれて全く収入のない赤ちゃん、これから税金を徴収するという方は私は矛盾するのではないかというふうに思います。時間がないので、町長に直接伺いますが、厚生労働省は社会保障の税の一体改革の中で、国保制度の改革の中で年収が300万円以下の世帯に対して、高校生以下の子どもの均等割保険を9割軽減するという制度を打ち出していました。これまでも、稼働所得のない高校生や子どもに均等割の負担をとることには問題があり、社会保障改革では政府が子育て支援の立場から、国民健康保険の軽減策を求めていましたが、これは残念ながら結果的には見送られました。

しかし、今年の2月の予算委員会で野田首相は、子どもの均等割の軽減については今後の検討課題との認識を示しており、国も何らかの対策が必要だということは認識しています。深刻な国民健康保険のあり方というのは、これは国民的な議論が必要です。しかし、子どもにかかわる健康保険制度は最優先する問題です。財政状況が厳しい時だからこそ、子どもの保険料は軽減して支援をするときではないかというように思います。

全国では、現在、愛知県の一宮市が昨年の4月からこの3割軽減を実施しています。全国からこの制度に対しては賛同が寄せられています。国民健康保険の制度のあり方が問われていますが、子どもの保険料を軽減することは、制度上の問題はなく早くから実施されて、しかるべきものだ

ったと思います。

国民健康保険料については、国が公費を本来的にはもっと投入するっていうことが一番大事です。それと同時に子どもの保険料はさらに、軽減することが国民健康保険の制度改革にもつながっております。それで、ぜひ芦屋町でもこういった子育て支援対策として子どもの均等割の軽減、これを考えるべきじゃないかなと思います。対象としては500人程度です。これに300万円以下の所得制限をつけたりとかすれば、もっと減りますし、5割軽減、3割軽減というようにすれば、財源的にはそれほど大きなものにはなりません。そういったお考えがないのか伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

子育て支援という観点から、議員ご質問だと思うんですが、議員もいろいろ進めておられました、いわゆる子どもの医療補助制度、乳幼児子ども医療助成金、これが平成24年度、本年度の4月から子育て支援の大きな柱として導入したわけですが、これにつきましては、いわゆるこの医療費助成金制度2,476万円の予算ベースでいうと増になるわけですが、

今、議員の言われた乳幼児の減免ですか、これも子育て支援の一貫だろうと思うんですが、ただ一つ大きな問題がいつも言われておるんですが、国保加入者は芦屋町で約30%ですね、4,390人ぐらい。それ以外の方につきましては、70%、1万780人。税の導入の中で、非常にやっぱりこの辺が非常に難しいわけですが、

国のほうも、その辺が大きなやっぱり壁になってくると思うんですね。その辺、国の動向いろんな形で、今議員言われたように、社会保障と税の一体改革の中でどのように精査されて、どのように地域に指導があるのかというのは、今後を見なければならぬと思うわけですが、ただ私自身は子育て支援につきましては、非常に民主党政権になって、いろんな形で子どもに対する、高校まで授業料無料だとか、いろんな形で手厚くされておるのではないかと考えております。そういうふうな形の中で、この今の問題につきましては、今すぐどうということではなく、いろんな国の動向を見ながら考えていくということでご勘弁いただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、あまり時間がないのでちょっと順番を変えて一番最後の5点目のほうから先に質問します。

芦屋町国民健康保険の特別会計への法定外繰り入れの過去5年間の推移はどのようになっているのか伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

一般会計からの繰入額からの推移は、平成19年、20年度が6,000万円。平成21年度、22年度が4,500万円。平成23年度が3,000万円となっています。

このように、繰入額が減少しているのは、前年度繰越金が増加傾向にあったためです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

一般会計を繰り入れる前の時は、国保基金があったと思いますが、平成13年度からの国保基金の推移からの繰入額はどのようになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

基金から、国保会計への繰り入れ額の推移ですが、平成13年度は7,000万円、平成14年度の繰り入れはありません。平成15年度は4,000万円、平成16年度は5,000万円となっております。

しかし、平成17年度は基金残額の1,500万円を繰り入れたのですが、さらに一般会計から6,700万円の繰り入れをしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

平成23年度の歳入歳出決算書の12ページと14ページに、国保会計の決算が出ております。平成23年度の決算の繰越金は、2,775万円となっています。平成23年は、一般会計の繰入金金が3,000万円、または前年度からの繰入金金が1億1,000万円で、合計が1億4,100万円で翌年の繰越金が2,775万円ですから、1億1,300万円繰り込んだという、こういった状況になりますけど、その点は間違いはないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

間違いはございません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、平成24年度の一般会計の繰入金は同額の3,000万円で、23年度からの繰越金が2,775万円で合計が5,775万円です。24年度の医療費の水準が23年度と同水準だとすれば、24年度の決算、これから出るんですけど、24年度の決算では8,500万円の不足金が生じることになってますが、これは間違いありませんか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

間違いはございません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、これを解消するためには一般会計からの繰り入れを行うことか、また繰上充用、こういったことを行わなければいけません、町は24年度の決算時にはどのようにするお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

国保会計につきましては、毎年、特別会計を含めてですけど財政計画のヒアリングを実施しております。国保会計のヒアリングの中で、やっぱり問題になるのが医療費の増減がどうなるのか、繰越金の増減がどういう状況で推移しているのか、こういうことを踏まえて協議しているわけです。また、実施計画においてもその内容、金額についてはヒアリングの対象としております。

23年度から3,000万になった理由なんです、先ほどから説明があるように、21年度決算、それから22年度決算において、一般会計から4,500万円ずつを繰り入れているわけですね。ただし、その年、医療費の伸びがなかったということで、実際その4,500万円は、そのまま残として残りまして、結果的に繰越金に増額された形になりまして、その額も毎年1億円以上が余ってしまったというふうな状況が2年連続続きました。

一般会計の台所事情も踏まえまして関係課と協議の上、一応減額したという内容でございます。国保の財政運営につきましては、医療費の増減が全て大きく影響してまして、国の医療制度のた

めに、その制度設計によるところも随分あるわけでございます。本来、国保事業は特別会計でございますので、特定の収入をもって特定の事業を実施するものですが、現実はその市町村も一般会計からの何らかの援助策は出ているものと考えております。

ただ、赤字になりそうだからということで、一般会計からの繰り入れを増額するということは単純にはなかなかできないというふうに理解しております。

つまり、国保の加入者以外の方々の医療制度ですが、公平性の関係でどの程度の負担額が適当なのか、また税金の再配分としてどの程度まで一般会計が負担することが適切なのかなど、多方面に検討しなければならないというふうに原則的には考えています。

ただし、これも一応たられれば話すのもあれなんです、医療費の増嵩によって随分このあたりの考え方は変わってくるかなと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それで、今度の24年度の決算時に、赤字が8,500万円出るというので、これの解消についてはどういうふうに考えているかということです。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今現在の医療費の状況ですね、これが今後どうなるかというのを国保のほうで綿密に分析をしていただいて、その中で12月なり3月なり、その時点で今後の見込みを立てなくちゃ対応できないと思いますが、近隣の中では、前年度の繰上充用とかいうところで対応したりしているということなんですけど、原則、前年度繰上充用するためには財源の確保が翌年度に確実に確保されているというのが大前提だと思いますので、単純に一般会計から繰り入れて賄うよということではなくて、セットで国保税の見直し、その他もろもろの見直し、また国への補助金制度の要望等、全てセットにして考えるべきだと財政当局は考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

こういった8,500万不足金が出るという点では、やはり根本的には17年度、18年度から繰入金金を減らしてきたということであります。

19年度は6,000万あったのが、18年度は8,600万、19年度は、6,000万、そ

して21年は、4,500万、22年も4,500万、23年は3,000万、24年度も3,000万ということで、これをその8,000万、6,000万、8,000万ベースでからずっとしておけば、繰越金がふえるにしても、一定超えたら急に医療費がふえた時でも対応できたわけですが、基金の場合の時は、やっぱり3億、5億の基金を積み立てから、それを充てとったというんがあったんですけど、そういった点では財政事情だけで、国保の繰入金を減らしていくということはやっぱりこれはおかしいんであって、やっぱり一定のパーセントか額をちゃんと積み立ていくということが必要じゃないかなというように思います。

それと、国保料金の改定の話の中ででしたが、もうしかし今は9月でありますし、その来年の3月の決算には、間に合わない状況です。当然、一般会計から繰り入れ、繰上充用をこれを考えるしかない。住民に負担させるということはできませんからね。

それから、それが終わったとしても、今度は平成25年度の予算編成もう始まります。その時には、25年度の繰上金はゼロ水準になるというように思います。そういった点では、23年度の医療費水準だとすると、一般会計からの繰り入れるお金が1億3,000万円が必要になってきます。

これは、もう今年の11月、12月の予算査定もするでしょうから、すぐ目の前のことです。これに対してはどう対応するのか伺います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

国保の見込みが今後どうなるかというのが大前提ですので、その前提が23年度の医療費の伸びだったらという話なので、だったらの話はちょっと財政当局としても難しいでございます。それで、国保の担当部局のほうから、このような見込み等がはっきり出た段階で調整はさせていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

どちらにしても、この1年、2年については住民の負担をすることは絶対できないことですから、町からの繰出し、これを十分に行うということを要望しておきます。

それと3点目、6月26日付の新聞報道では、下関市で短期被保険者の更新ミスが取り上げられてましたが、芦屋町では短期被保険者の交付はどのように行っているのか。

それと4点目の国保44条、1割から3割の自己負担の軽減と、国保77条、保険料減免の活用状況はどのようになっているのか、これは関連しますので答弁お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

短期証の交付の件なのですが、毎年3月に国保証を作成して国保加入世帯に郵送しておりますが、未納、滞納者には保険証を郵送せずに、窓口で直接交付する旨の通知を出しております。窓口において、未納、滞納の事情を伺い、納税相談などを通して、実情を踏まえながらきめ細やかな対応に努めています。

また、緊急的な場合には当然、命と健康を守らなければならないので短期被保険者証を交付するなど柔軟に対応しているところでございます。

続きまして、問いの4なのですが、国民健康保険法第44条では、資産に重大な被害を受けたとき、または特別な理由のある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の免除や減免をすることができるとなっておりますが、芦屋町におきましてはこれらに該当する申請はなされておられません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

4番の国民健康保険法の77条の部分の保険料減免についてご説明いたします。

保険料、保険税の減免につきましては、芦屋町では条例で31条により規定しております。災害などによって生活が著しく苦しくなったという方や公的扶助を受けてる方に準ずる方については、申請により国民健康保険税を減免いたしております。

平成22年度及び平成23年度の実績といたしましては、災害などによる生活困窮の減免の申請はありませんでした。公的扶助に準ずる方ということで、減免の申請を各年度1件ずつ受けており減免いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

もう時間がないので、簡単にしますが、国保44条、国保77条についてはやっぱり数がゼロとか1件とかいうことで、やはりこれは周知の不足がやっぱりあるというふうに思います。住民に対する周知を十分にやるようお願いいたします。

それと、短期証の問題については、短期証を窓口交付されてますが、短期証もわたってない方

が111世帯あります。こういった方は無保険と同じような無保険状態になっております。芦屋町にとっては、資格証明書を発行していないということは、評価できますが、この短期証をもらっていない方が111おるということを今後早急に解決していただけることを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員を終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。

なお、再開は13時30分から行います。

午後0時06分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。よろしく申し上げます。

通告書の1番の芦屋港にぎわい協働創出振興計画、総工費2億8,000万円についてというように、今からお話をしていきますけれど。

私は、芦屋海岸線に、あの広大な浜辺に3万8,000本の松を植える、暴挙ともいえるような感じがしております。6年前からワークショップを開き、6回です。そして、技術検討委員会を3回ほど開いて、里浜づくり実行委員会を開きながら、合意形成というような名のもとに、ワークショップでは三十数名の方が最初におられたけど、最終的には12名ないしは13名の中で合意形成をやってきたというもとに、今言ったようなことが既成事実として進んできている。そして、今、今年の3月でしたか、400本の、試験的な施行として400本を植えています。私は、芦屋町の海岸線を喪失し、禍根を残す、そういうことが目に見えてきます。そういう意味で、今年の6月から、きょうで6回目の一般質問といたします。

私は、いつもこういう問題について質問をしたときに、回答が、いつも質問からかけ離れた回答。私にとっては、はぐらかされた、時には虚偽ともいえるような発言が、回答がありました。今回は、単刀直入に聞いていきます。

平成21年6月、芦屋町は、芦屋港にぎわい協働創出振興計画を福岡県と共同で国に申請して

いると私は思っていますが、事実か。お答えください。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

福岡県と平成21年6月に共同申請をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

松の植樹などが、本体工事費2億5,000万円、芦屋町の要望費といいたいでしょうか、事業費が3,000万円、合計2億8,000万円と資料にはなっているけれども、間違いはありませんか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

福岡県が2億5,000万円、芦屋町が3,000万円の申請内訳でございます。

○議長 横尾 武志君

挙手をお願いします。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

じゃあ、3,000万円の内訳は何だったんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町は、提案事業として、平成22年度から26年度の5カ年事業として3,000万円を申請しています。このうち交付額、いわゆる補助金が1,339万3,000円の予定でした。

申請内容の1つ目は、海浜公園整備事業で1,500万円。内容は、公園設備を充実させ、来園者の利便性を向上させるため、遊具、休息施設の設備で700万円、駐車場整備で300万円、案内看板の整備で300万円、門扉の整備で200万円です。

2つ目は、芦屋海浜公園環境整備事業で1,500万円。内容は、飛砂によって堆積した遊歩道や駐車場の砂を除去し、快適な公園環境を提供するため、砂除去費として毎年度300万円を5カ年計上したものです。

海浜公園整備事業に計上した主なものは、町として整備を計画していた事業であり、また砂除

去は平成23年度から県の負担になっておりますが、この時点では町の負担になっていたものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私は、そういう回答を今までの質問の中で欲しかったんですけど、そういうような回答は一切されないままに、はぐらかされたような内容でしたので、再度質問しているわけです。

それで、その回答は、町の回答は、20年12月の議会全員協議会で、里浜づくりに関する説明を行っており、飛砂被害を軽減する里浜の実現については、合意は図られていると回答をしておられます。

今、言った、そういう申請をしたこととか、事業費が2億5,000万円のこととか、芦屋町の内訳が3,000万円であったとか、そういうことを話をされたことがありますか、20年の12月の全員協議会で。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

20年12月の全員協議会において、この申請内容を詳しく説明するといえますか、そういったことはしておりません。この共同申請を提出することは、21年の4月に判明したものでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういう意味で、議会の議員の皆さんや全員協議会の皆さんに対して、情報を全くといっていいほど提供しないままに今日まで進んでいると。そして、ましてやワークショップの十数名の方々の合意形成が図られてきたというような形で、今既成事実がつくられてきていると思います。

私は、こういうような形で議会の議員の皆さんにも十分に話をされていないし、また住民の汗と労働、いわゆるボランティア活動で3万8,000本植えていくわけです。そういうことについては何ら説明しないままに進んでいる。そういう執行部の考え方が非常に怖いんです。先ほども、今井議員も川上議員も言われましたけど、情報を、県と町との情報は十分持つてんでしょうけど、そういう情報をやはり明らかにしながら、議員の知恵を、町民の知恵を諮っていく、聞いていく、そういうような町になってほしいというふうに思っています。

今、こういう考え方があります。今、松を植えることは、非常に素晴らしいことではないか。日本の白砂青松を、特に芦屋町もそう言われています。でも、東日本大震災で数十キロにわたって松林が倒れてしまいました。そして、奇跡の1本松とかいうことで、それも枯れてしまいました。今、そういう意味で、宮脇昭さんという日本や世界に4,000万本の木を植えた男がおります。八十何歳です。その方も言われています。「あの松林を海岸線に植えることは、松林が全滅したこのあかしだ」ということで、今からの防風林や防潮林や、そういうものについては、植樹はもう広葉樹、常緑樹、それを植えていかなければならないというようなことも言われています。そういうことによって、営林署も、林野庁です、それから国土交通省も、松を植えることについては検討していかなければならないというようなことにまでなっておるわけです。

そういう意味で、この件についての最後の質問は、どうでしょう、福岡県の県土事務所に対して、今年の1月の全員協議会のときに、県に対して説明をしてほしいというような要望を町からされました。でも、前例がないということで拒否されて、全員協議会との話は、担当者が話をされました。どうか県の土木事務所に、再度説明を開いてほしいと、議員の皆さんに説明会を開くから来てほしいという要請をするお気持ちはありませんか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今、議員がおっしゃいましたように、里浜づくり事業については、芦屋町は事業主体ではございません。本事業につきましては、福岡県が事業主体であり、整備を担っていくものでございます。ただ、案件につきまして、今県のほうにご要望ということでございますが、これにつきましては、どういう内容で説明されるのか、今以上。6月の議会でも、全員協議会の席で、里浜づくり、いわゆる芦屋港湾の改定の計画等ご説明申し上げました。それ以上に何か必要だということであれば、その時点で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、マツノザイセンチュウとか、松のまだら松くい虫というような形で、もう北海道以外のところは松くい虫で次々とやられています。前回も言ったと思いますが、宗像でも8,000本、虹の松原でも数万本が枯れてきてるわけです。そういうことについて、県の土木事務所はどういうお考えを持っておられるのかなというふうに思っております。

そういう意味で、私は、飛砂対策としては松を植えるのではなくて、前からも言ってますよう

に、砂を取ると、砂を取って汀線を後退させると。そういう形で申し入れをしてほしいと思います。

次にまいります。これは2番、3番、4番、教育委員会に該当するかもわかりませんが、今、私は、夏井ヶ浜、はまゆう群生地、私の散歩コースです。よく変化がわかります。それで、あそこは短歌の会とか俳句の会の方々が吟行のために、はまゆう群生地を訪れる人が多いんです。とか、カメラマンの方が夕日と岩肌のバックにしてシャッターを押される方が大勢見かけます。

国定公園地帯に囲まれたはまゆう群生地は、芦屋町または県民の財産ですよ。どうでしょう、今、はまゆう群生地内には、写真をごらんになってください、福岡県指定文化財の天然記念物ははまゆう群生地の現状が、柵の中に、このようなはまゆう群生地。もうこれは花が終わったところなんですけど。

実は、ここは余りにも町が、教育委員会が動かないものですから、私、福岡県の文化財保護課に電話をしまして、何とかならないものだろうか。町は全く動かないと。これはトベラとかマサキが十数本、10本近く植わってますけど、これは県の許可があるんだからできないですとかいうようなことばかり言っていると。あなたたち、そんなこと言ってるんかと言いましたら、じゃあ、出てきましょうということで、出てこられました。そして、芦屋の自然を守る会や、洞山保存会の皆さん、役員が6人で、現地調査をしている写真です。学芸員の山田さんも来ておられましたけど。どうでしょう、教育長、ここに、現地に行かれたことがありますか。そして、右側のこのコンクリートくいが露出して非常に危険なんです。これについてはどう思われますか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

私は行ったことがございます。このコンクリートの右側の絵です、写真、ここについては、私、失礼ながら気がつきませんで、それは申し訳ありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その際に、本当は課長もおられましたから、これについてはどうしましょう。撤去手続はもうされましたか。文化財保護課に、私、聞いたところ、これは除去していいでしょうと。申請していただければ1週間で許可しますということなんですけど、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

ご指摘のトベラ、マサキの灌木の件ですが、はまゆう群生地につきましては、来年に整備工事を行う予定でございます。このため本年度で現在設計をしておりますけど、その中でも県と調整し、今後の問題として捉えて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

これ直ちに撤去していただけますか。直ちに申請していただけますか。このトベラ、マサキをです。それと、コンクリートの露出してる部分。直ちにしてほしいと思うんで、当然申請しなければならないでしょう。そうすれば、お金はかかる、日数はかかる、誰か雇わないかんというようなことになるでしょうけど。

もう少し、こういう地域住民の方の力を仰いだらどうですか。このことについては、芦屋の自然保護会や、洞山保存会や、地域のあそこのかっぽう屋さんの奥様とか、そういう人たちに呼びかければ、ちゃんと傷つけないようにして、はまゆうの花の根を傷つけないようにして取り扱いますよ。

そういうのをやはり行政というのは、行政主導型ではなくて、住民参画まちづくりではありませんか。だから、これは申請をして、1週間、10日以内に出るでしょう。そういうふうに県の保護課は言いましたから、だから、それをもって、残り二、三本、私のほうで、洞山保存会持ってます、のこぎり10本、15本ぐらい。そして、それで切って、あとは軽トラを用意していただければ結構です。それで、このコンクリートくいは、コンクリートのこれはハンマーでやれば、もう10回たたけば取れます。

そういうことを緊急にやらなければ、実は、これはもう1カ月前に、地域づくり課に話をしています。地域づくり課は現地に行かれました。地域づくり課は、これは生涯学習課だからと言って、生涯学習課に話をしていると。それから1カ月前たちました。何にもしないじゃないですか。そして、今言われたように、来年度といたしますか、今年の1月、2月ぐらいの計画の中でということではなくて、あまりにも危険過ぎだし、みっともないから、すぐさまやってほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

トベラの件については、もっと積極的に検討していきます。それから、先ほどの写真の右側の

石柱がありますよね。これ上から見た十字架が、十の印がついてて、何か以前よく境界線をあらわすような、そういう印がついてます。今、これが何であるかを確認しておりますので、それを確認した上で処置することを考えたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

どうぞよろしくお願ひします。非常に危険なところです。何人かの人、カメラマンもそうでしたけど、左側に見える夕日と、それと花が咲いているのを見ながら歩いていきますものですから、倒れた方がおられるんです、下を見ないままに。今、教育長が言われたように、気がつかないんです。そういうところなんです。よろしくお願ひします。

3番に行きますけれども、福岡県文化財指定の山鹿貝塚環境整備についてということで、これはもう皆さん方も、特に教育委員会の方や文化財保護の委員の方についても十分にご承知であります縄文時代の人骨18体以上が出土し、考古学的にも学術的にも貴重な遺跡と評価され、芦屋町のみならず、これはもう福岡県の財産であるというように、全国からも評価されていると。

それで、40年ほど前、松の大木があったようなんです、あの辺も。ところが、そういう中であって、田屋地区の皆さんなどが、山鹿貝塚の林内で蚊帳を張ってキャンプしたり、山鹿小学校の浜運動会では、家族ごとで弁当を広げて食事をしていたと聞いています。しかし、松が枯れたことによって、36年前に林野庁が、田屋の皆さん方総出で、約80から100名ぐらいの近くの人で、中学生から高校生、そして大人で植樹をしたと。42万円かかったそうです。9,200本植えたそうです。それで、その際、芦屋町としてはどうかかわりをしたのかなと。ただ、林野庁と田屋の人たちだけに任せていたのかなと。担当者に聞いてみましたが、よくわかりませんということですから、もしわかれば答えてもらってもいいんですが、それはいいとして。

今は、植林して35年以上たった松が、松くい虫によって枯れ果て、伐倒されてしまっています。これ、写真を見てください。下のほうの左のほうの。そして、この国有林や借り受け地の先には伐倒した根っこが無残にも出たままです。みっともないです。右のほうの写真は、伐倒したまま、今シロアリが発生していると聞いています。

そして、その下は、山鹿貝塚林内に、私、林野庁の福岡と岡垣から来ていただきました。こういう状況で林野庁としてどういうふう考えてるんですかと。伐倒したままの状態でもいいんですかと。この松の根っこはこういうみっともない形で、何でこんなに切断してるんかというようなことをお聞きしました。現地に行きましょうということで来ていただきました。そして、その後、先ほど言いました福岡文化財、福岡県の文化財保護課に行きました。どうでしょう、

私は、芦屋町の自然を守る会として、これを、伐倒したものを取り除きなさいと。木の根っこをちゃんとした形で除去してくださいというふうに申し出しました。芦屋町としても申し出してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

おっしゃるとおり、この山鹿貝塚は林野庁ですので、林野庁の責任において処理していただきたいな、町費はここでは使うべきではないのではないかとそのように考えております。議員さんも対話されてお気づきだと思いますけど、大変積極的ではないと思っております。今後、さらに働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議員 4番 妹川 征男君

ぜひ早急に、一個人というか、そういう市民団体の声とともに行政の声として、県とともに申し入れしていただけたらと思っております。

それで、ああいうふうな県の史跡の文化財であります山鹿貝塚の現状を見たときに、今後この山鹿貝塚をどのような山に、貝塚にしていくのかというような方針というものが、平成23年度実施計画表というのがあります。これに書かれてあるのは、山鹿貝塚夏井ヶ浜遺跡群の整備ということで、第6次山鹿貝塚発掘調査の事前準備、今年、今年度です。そして、それを検討、協議をしていると。25年度に発掘調査を実施する。予算化して、国の予算ももらうでしょう。そして、26年度は、地域住民への啓発活動、縄文文化や貝塚の講座を行う、報告書作成というようなことが書かれてるわけですけれど。

私は、山鹿貝塚にある人骨が18ないしはいくつか出てきておるようですが、そういうのを歴史資料館の中に入れて、それで何だろうかと思うんです。あんな荒れ果てた山鹿貝塚を放置していていいのかなと。田屋の人たちは言ってます、もうこれは本田さんにもお話ししましたが、山鹿貝塚のことをPRしてくれるなど。ホームページにも載せるな、本もつくるなど。なぜかと、そういうふうに町外の方から、県外の方から来られて、山鹿貝塚ってどこにあるんですか、恥ずかしいって。

なぜ今まで放置してきたのかな。なぜこれを取り組まなかったんですか。そして、この計画表の中にも環境整備を行うと一言もないんです。ただ、こういう発掘をして、調査をして、報告書をつくって、そして、それを資料館の中に入れる。そういうやり方でいいのかなと。

そういう意味で、この右下5番目に、写真に、遠賀町島津・丸山歴史自然公園と、こういうのもありますし、私は、あそこの樹木医、芦屋町に樹木医さんがおられますけど、「妹川さん、自

分もここはよく行ってるけど、芦屋町にもすごいところがあるんよ」これが3番にあります「狩尾岬の散策道路を歩く。心が癒され、別世界にいるようである」と。洞山保存会でも4回ほど種子拾い歩きました。教育長、ここを歩かれましたけど、何かご感想は。一緒に行っていただきましたけど。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

おとしぐらいになりますか、ここで種を拾いまして、いろんな実を拾って、それを植えるという話でありました。それを、種子拾ったものを芽が出るまで待って、それで植えたという。私も2度ほど参加させていただきました。初めて行ったときは、すばらしい、いいところだなという思いはあります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

今、遠賀町島津・丸山歴史自然公園のお話が出ましたが、過去に私も観月コンサート行ったことがあります。本当にすてきなところだと思います。

ここの島津・丸山公園と貝塚をちょっと比較してみましたので、少しお聞きください。丸山公園のほうは、まず土地の所有が町です。芦屋の山鹿貝塚は林野庁です。山林の目的も、島津・丸山公園は特にありません。山鹿貝塚は、ご存じのように防風林、保安林です。指定についても、丸山公園のほうは町の指定です。ですから、割と自由度がやや高いです。山鹿貝塚は県の指定ですのでいろいろ許可制が出てきます。

今こういうふうのポイントを見ただけでも差はあるんですけど、実はもっと大きな差があります。それは何かと申しますと、山鹿貝塚は、砂丘上に、砂の砂丘上に貝の堆積層が散在するという貝塚という珍しい遺跡です。地表を固定する植物等がないと、雨、風、それから人為的介入によって地形すら変更しやすい地質になってます。こういうことのため、人骨、土器などの出土する層もまた比較的浅く、地表より1メートルもない地点で見つかってます。芦屋の2、3、4号人骨は1.5メートルぐらいのところに出てきたわけですけど、すなわち地表の影響を受けやすい遺跡です。これまでの発掘面積を集計しても総面積の10分の1程度で、地下の様相は不明な点が多く、遺跡内に恒久的施設をつくることはなかなか難しい状態です。

今後は、このような特異な条件を踏まえた上で、適切な整備、すなわち文化財保護を大前提にした活用を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、おっしゃったような地質の問題とかでもって、それはできなかったんだということなのか。そういうことがあったとしても、林野庁も言いますけども、県も、やはり維持管理、維持管理や下草刈りとか枝打ちとか、そういうことについては、やはりこれは営林署がすることではありましようけど、やはり指定された県の指定文化財ですから、ああいうみすぼらしい山にははいけませんよ。やはりあそこには縄文人の人骨、いわゆる魂が眠っている、私はそう思うんです。

私は、島津・丸山公園に、もう5年ほど観月会に行ってます。そのたびごとに思います。あの山が貝塚で、あのような観月会や、ここにあります秋は観月会、春は縄文時代の食を再現した蒸し焼き料理会が催され、市民の憩いの場になってます。また、子どもたちの環境教育と歴史教育の場にもなってるんです。そういうところを、ここの狩尾岬と山鹿貝塚を連携した形での遺跡を保存すると。そういう遺跡を保存するというのが、歴史資料館の中で保存するのではなくて、やはりあの山の貝塚で整備して、保存していくというような考え方に立ってほしいと思うんです、ぜひ。

じゃあ、お金はどうなるのかと。お金はやっぱ主体は町がやらなくちゃなりませんでしょう。そういう意味では、県と林野庁と検討会でも開いてやっていただきたい。

その上に4番目、本年オープンした夏井ヶ浜公園の現状、そこを見比べているわけですけど。これは左側が今年の私が4月ごろ撮った写真です、夏井ヶ浜公園で。愛の鐘とか言ってますけど。右側が四、五日前に撮った写真です。このために約3,000万円お金かけてるんです。交付金が2つほどあるようですけど。こういうお金を、みんな「何じゃこりゃ、殺風景ですね」町民の人たちも「何かいろいろいいこと言ってたけど」結局、行政主導型で町民は何にも知らされないで、広報に出ただけです。こういうお金を、私は、このような山鹿貝塚の維持管理、環境整備に使ってほしいというふうに思ってます。よろしく申し上げます、ぜひ。

どうですか、県と国と町でそういう協議の場を今後持っていられる予定ですか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

例えば、伐採とかそういのはかなり性質上難しいんですけど、草とかいろいろあります。それから、松の撤去は、まず最初にしていただきたいなどは思っております。県とそれから林野庁のほうには強く訴えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

次、4番目の山鹿地区の埋蔵文化財包蔵地指定地の開発についてということですが、ここも私の散歩コースです。35年前に芦屋に来たときには、夏井ヶ浜観光道路ちゅうものはなかったような気がいたします。非常にこんもりとした山があって、そして人骨が出るの、山鹿貝塚と、そういう話を聞いて、本当にいいところに来たと。

そして、芦屋町の憲章で、芦屋町憲章では、歴史と文化とか、海を守ってとか、いろいろない言葉が書いてありましたから、すばらしいなというふうに思っていましたけど、もうそれから三十何年、次々と開発されてきております。

そういう意味で、こういう場合に、山鹿貝塚でもそうですが、そういうふうな夏井ヶ浜一帯の公園、それ以外、芦屋町にもあるでしょう。そういうところの包蔵地指定地に関して、文化財保護委員の方はどういうふうに考えておられるのかなど。一緒に、そういう教育委員会生涯学習課ですか、一緒に同行して、この現状をどうしたらいいのかとかいうような何か会合とか現地を散策されたことはあるんですか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

芦屋町文化財保護委員というのは、芦屋町教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査、審議し、及びこれらの事項に関し、教育委員会に建議するという役割を担っていただいております。年何回か会議を開いている中で、うちのほうが、文化財包蔵地に限らず、例えば資料の貸し出しをするとか、いろんな問題のあったところで委員会を開いていただいて、ご意見をお伺いしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

実際に7人の方がおられますから、教育委員会まさに4人。十数名ぐらいで、あの辺を定期的に回られてることはあるんですか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

委員会の性質もございますけど、定期的に回るということはありません。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

芦屋町遺跡詳細分布調査報告書が、私、手元にあるわけですが、この①の平成8年、9年に実施した芦屋町遺跡分布の目的は何かということですが、読み上げます。ここに書いてありますけど、開発事業と文化財保護との調整を図ることを目的としているんです。

質問事項にありますけれど、今山鹿地区の埋蔵文化財包蔵地指定地に際して、大体何カ所あるんでしょう。山鹿地区です。芦屋地区もそうですけど、山鹿地区だけで結構です。これまでに開発した際の町及び事業者数は、また開発件数は何件ですか。質問項目に入れておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

埋蔵文化財包蔵地での芦屋地区、山鹿地区に何カ所。これは、芦屋地区は25カ所、山鹿地区は39カ所になります。引き続き、開発数でございますけど、まず開発事業者数は4社、開発件数といたしましては8件、町の開発件数は1件でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

こういう山鹿地区の埋蔵文化財包蔵地指定地内のところを開発するとすれば、事業者から建築確認申請なり出て、そして教育委員会は、いわゆる試掘をしてもらうようにお願いします。費用は芦屋町が負担しますと。そして、それに基づいて試掘をして、試掘の協議をやって、それを県のほうに報告をして、県はそれをもって、これはこの自然文化財保護法という日本の法律ですから、県は国のほうに委託はされておるでしょうけれど、県は協議をした上で試掘した後の開発はするとしても、ちゃんと学芸員なりどなたか立ち会いのもとに開発してくださいと、こういう流れになってます。それでよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

それでいいと思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その中にあって、開発した町が1件及び4社で8件と。報告をしなかったところがあったんじゃないですか。試掘をしたは、試掘しかしていないのがあったんじゃないんでしょうか。本来は試掘をしなければならないのに試掘をしていない。そういうのがあったんじゃないんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

先ほど報告いたしました8件につきましては、全て文化財所在に関する試掘調査の依頼、あるいは文化財所在の有無についての照会を受けて全て試掘はしております。軽易なところでは、軽易という表現は適切じゃないかもしれないんですけど、工事にかかる前に向こうのユンボでされるときに立会するとそういう方法をとったこともございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

教育委員会からいただいた資料を見ますと、1件ないし2件、試掘していないのではないかなと思うのがあります。例えば、芦屋町はあそこの今近代的な工場ができてますよね。あその前に、以前は町の駐車場がありました。今は、それを売却して、その近代的な工場ができてますけど。あの駐車場をつくるときには試掘していないんじゃないですか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

駐車場のアスファルト化というか、それにつきましては、多分、調べてるんですけど、25年から30年前ぐらいじゃないかなというふうに言われてます。そのときは試掘した実績はありません。その時代の、昭和ですから50年ぐらいですか。ただ、今回、町が販売するにおきまして、半分くらいしかコンクリートございませんでしたので、残りの半分に対してはユンボを使ってきちっと埋蔵文化財の確認はいたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この試掘について、試掘はしたけれど、ちゃんと県に試掘した結果を報告を適切にやられてましたか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

埋蔵文化財では、民間の場合、法93条で、まず照会があつて試掘します。その結果が遺跡があろうとなかろうと、一応それは県のほうに届け出ないといけないようになってます。ただ、うちのほうの、ちょっと私も指導不足で申し訳ないんですけど、遺跡、遺構がなかったら、もうそれを壊すことはないという判断で、県のほうの提出が、書類が一部失念しているところがありました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

挙手を。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この福岡県文化財の山鹿貝塚にしても、こういう夏井ヶ浜方面の埋蔵地の包蔵地指定地においては、やはり芦屋町の歴史、文化、遺産、遺跡、そういうものを環境整備して、やはり環境教育の場に、そしてそういう芦屋町だけではなくて、財産ですから、そういうものを維持管理しながら、そしてそれを観光資源としてやることも非常に大事だと思うんです。

今、島津・丸山公園はなぜああいう民有地を町が購入したかという、平成6年、7年ですか、ふるさと創生事業の1億円。あれは今芦屋町では芦屋釜の里です。1億円が、何か4億円とか、5億円かかったとかいうような話ですけど。遠賀町の人たちは、そういう町がかなりのお金で購入したんです、平成6年、7年に。そして、開発から守れということで、町民の皆様、そして特に文化財保護委員会の皆さん、教育委員会、それで買収しております。そして、その後開発しながら、そういう調査をしながら、今はあれだけ立派なものになっておりますけど、10年以上かけて、あれは山鹿貝塚よりももっともっとうどい山だったようです。それをああいうふうな山にしております。

ぜひ、山鹿貝塚にしても、それから夏井ヶ浜周辺にしても、芦屋町のそういう自然遺産、そういう文化遺産、たくさんあると思うんです。そういう掘り起こしをしながら、そして住民とともに住民参画まちづくりの一環として、芦屋町の将来はどうするんかと、町の発展のビジョンは何かと。先ほど、今井議員から言われたように、箱物ばかりではなくて、ここの夏井ヶ浜公

園のようにコンクリートで固めてしまうのではなくて、まだやり方があったと思うんです。これも全部あれでしょう、金太郎あめのようにコンサルタントに頼んでやられたとは思っています。こういうやっぱりワークショップを開くなり、あの地域のママさんたちやらおられますから、そういう人たちの声を聞いてやってほしかったなと思ってます。これはもうこの公園は今後どうされるかわかりませんが、芦屋町にとっては最大の汚点の公園じゃなかろうかというふうに私は感じます。

では、最後に行きます。5番目、芦屋町文書事務取扱について問います。芦屋町文書事務取扱規程の目的、条文だけ読んでいただけませんか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

芦屋町文書事務取扱規程の目的ということで、ちょっと条文を読まさせていただきます。

この規程は、公文書が町的意思決定であり、かつ町行政の基本であることの重要性に鑑み、文書事務の処理に関する基本的な事項を定めることにより、文書事務の適正かつ能率的な処理を図ることを目的とする。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ありがとうございます。じゃあ、716ページの第18条を読んでいただけますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

第18条では、文書を起案する者は、起案文書に文書分類表による分類番号及び保存年限を記入しなければならないとなっております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ありがとうございます。私は、このお手元に配付しておりますカラーのものの次のページ開いていただければわかりますが、芦屋町公式ホームページで、これは件名、国民宿舎マリテラスあしや指定管理者終了に伴う次期指定管理者の公募についてというようなことで、開示請求をしてみました。

私は、本来は、この右側のトップページの募集しますという、このホームページのものを知りたかったんです。ところが、こういうふうに本当にこの保存年限、ゼロ年、1年、5年、10年、永年とありますけど、これを、これだけではなくてほかにもとってみました。浜口・高浜町営住宅跡地売却に関する制限つき一般競争入札です。これ、3回アップをされてます。国民宿舎は1回ですけど。それから、船頭町駐車場の公募については4回、売却するとか、貸し付けするとか、建て貸しするとかいうことで4回起案書ができて、そしてアップされてます。起案書を見たら保存年限が書いてないんですけど、それは今読んでいただいた文章とどういうふうに、どういう指導をなさってるのかなと思うんですけど、いかがでしょう。どういう指導をなさってますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

ホームページの例えば今企画のほうの国民宿舎マリンテラスあしやのホームページが掲載されてるのがございます。決裁というものは、左側の決裁文書に載ってるものでございます。この中には、この下にはいろんな資料が載っております。それと右側にあるホームページのトップページとこれは同じように保存していたというわけではございません。

ホームページということは、情報を伝える手段の一つということで、データを保存するという考え方はございません。

ホームページのデータの更新や作成責任者、それから掲載許可及び管理は、各課等の長が行うものということになっております。これは芦屋町のインターネット利用要綱というものがございます。これの第12条にワールド・ワイド・ウェブの情報管理という規程がございます。この第12条に、今申し上げましたような各課の長が行うということを掲載しておるものでございます。

ですから、先ほどの公文書とホームページのトップということは別問題だというふうに考えていただければ結構かというふうに思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、私の質問は、この保存年限をほとんどの起案書に5年とか、10年とか、永年とか書かれてないんです。これについて、ずさんであるのではないかとそういうことなんですけど。こういうのを内部規程というんでしょうか、内部規程か何かで指導なさってるんだろうと思うんですけど、どなたが職員に、例えば新人の職員ですか、新採の、こういう指導をなさってると思うんで

すけど、どなたがされているんでしょう。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

文書事務につきましては、初任者、新人職員が入庁してまいります4月、ここに「基本的な文書事務とは」ということで研修を行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ぜひ、このずさんな、私はこれを、本来はこれを聞きたかったわけじゃないんですけど、こんなずさんなことで行政の事務処理が行われてるのかなと思って、ちょっとびっくりして質問しております。

それで、第7章の保管、保存及び廃棄のところでは、永年、10年、5年、1年、ゼロ年と5区分になっているわけですけど、その内容については細かく5年に属するものは七、八項目あります。10年に属するものは、それから永年にというのは16項目ぐらいありますが、この福祉関係の起案書は大体何年、保存期間は何年でしょう。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉関係の文書といたしましても広ろうございますので、その目的とか必要性に応じて保存年限が決まってまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今、この国民宿舎マリンテラスあしやについては公印が押されていますが、町長と副町長の印鑑が見えておりませんが、コピー、コピーを重ねることによって薄くなっているということですので、これは印鑑が押されております。それで、これはもう……。

私がしたかったのは、もうほとんどというか全部甲種なんですけど、次のページ裏のほうを見てみますと、これが6月議会で私が一般質問しました50床です。特別養護老人ホームの50床について、データはもうホームページのデータを削除したから、だから、資料はありませんと。

それに対して、私は、起案書をつくる時にそういうデータのそういうトップ、これでは前ページのこのような国民宿舎のようなトップページ的なものもつくったり、資料も添えて、起案書を添えて、担当者、係長や課長や副町長というふうに提示しながら公印をもらっていくのではないんですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

公文書を出す場合は、当然決裁が終わって公印を押すというような流れになると思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

ホームページの場合は、これは先ほども申しましたように、インターネット利用要綱というのがございまして、担当者もしくは係長がこのホームページのトップというものを制作します。制作しましたら、そのそれぞれの各課の長が承認をします。決裁または承認をすることになります。その時点で、ホームページのデータが広報担当課のほうに上がってきます。そこで確認をして、そのままホームページのトップに掲載するというので、先ほどから申し上げますように、ホームページのアップにつきましては、それぞれの所属課の長が決定をしていくということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

福祉課に聞きますけども、平成22年のこの50床のものです。裏側にありますけど、時間がないため町のホームページにより周知を行いますということで、ホームページに掲載することなんですけど。私はどうも、どうでしょう、これホームページに掲載しましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ここに決裁文がございまして、この時間がないためと言われるのは、まずこれは広報に掲載する時間がないというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、ホームページにより周知を行いますということで、許可を上司から受けておりますので、当然ホームページに掲載されたものというふうにご考えております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

私の友人や知り合いや福祉関係のが、いつもホームページを見ている方がおられます。水巻にも福祉関係の方もおられます。松快園の関係の人もおられます。芦屋町のこの22年度の50床の特別養護老人ホームのホームページは見たことないなど。それはもう確証はできませんけど、本当に掲載したのかなど。

なぜそんなことをといたしますと、この資料が右側だけしかないんです。これは係長に聞きました。ホームページに載せたものどれですかと。右側のものですと。これですと。吉永さん、課長はデータはもう削除してありませんとおっしゃってましたけど、この課長さんはこれを載せましたということでしたから、私、本当にデータをホームページに載せたんだらうかと疑わざるを得ないんです。

というのが、今言った船頭町駐車場のことでも、浜口・高浜、国民宿舎でも、ちゃんとホームページに掲載されて、しかも起案書をつくる時には、この資料と、この資料と、この資料と、この資料を掲載しますというようなことまで書かれてあるわけ。まあ、芦屋町がホームページに掲載しましたと言われればそれまでですけども、本当に事実だらうかなというふうに疑いを持たざるを得ないと。

一方では、ここに書いてありますけども、起案書が、私が手書きで書いております、5月18日、24日間しかありません。町長意見書を提出、6月29日。何かしら非常に不思議な感じがいたします。

それで、この起案書の乙種と甲種の違いは何ですか。それと、町長が斜線を引かれてますけど、これはなぜでしょう。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、乙種決裁は、私どもにとっては副町長までの決裁になります。それから、甲種決裁というものにつきましては、町長決裁というものに区分されております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ほとんど町長が決裁されてますけど、じゃあ、副町長が決裁されて、町長はこれについてはも

う求めなかったということですよ。町長は知らないことになっているわけでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは、担当課としまして、事務手続に関するものでございますので、事務のトップでございます副町長までの決裁として判断して、起案文書を作成したものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今度9月、4月の26日でしたか、繰り延べになって、80床が9月以降に再度公募ということで、ぜひ公正な公立でオープンな形で進められていくことを願っております。

私の質問をこれで終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

5分間休憩いたしますので、14時35分から開催いたします。

午後2時30分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

11番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

11番、益田美恵子。一般質問をいたします。

初めに、介護支援ボランティア制度についてお尋ねいたします。

介護支援ボランティア制度とは、高齢者が介護支援のボランティア活動を行うとポイントを付与し、そのポイントに応じて換金できる仕組みですが、次の点についてお尋ねいたします。

福岡県内では篠栗町が22年4月から実施をいたしておりますが、1、介護支援ボランティア制度の概要についてご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

介護支援ボランティア制度は、ボランティア登録をしている高齢者が、あらかじめ登録してある町内の介護施設などで行ったボランティア活動に対して、1時間当たり100ポイントなど、ボランティアの実績に応じてポイントを付与するものです。

ポイントの付与には制限があり、1人1日当たり200ポイントまで、1年間で最大でも5,000から1万ポイントまでしか付与されないなど、一定のルールが定められています。そして、ポイントを付与された高齢者の申し出により、当該ポイントを換金することができる制度でございます。通常1ポイントが1円とされていることから、年間で5,000円から1万円を限度として換金できます。

具体的なボランティア活動の内容は、施設のレクリエーションなどの指導や参加支援、散歩や外出の移動支援、イベントにおける模擬店や会場設営、話し相手など、幅広く活用されています。

全国には、平成19年9月に初めて東京都稲城市で取り組まれた事業でございます。福岡県介護保険広域連合においても、広域連合内で実施する場合は、ある程度の同一基準が必要との判断から、20年2月に説明会を開催した経緯がございます。

先ほど益田議員もご指摘のように、福岡県内では同じ広域連合に加入しております篠栗町が22年4月から制度を初めております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今大まかな概要の説明がございましたが、それでは介護支援ボランティア制度を導入することによって、どのような効果がどこにあらわれるのか。また、目的としてはどういうものなのかをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

介護支援ボランティア制度を導入することによる効果ということなんですけれども、介護支援ボランティア制度の趣旨は、施設などで介護支援ボランティアを行う人が活動を通じてみずからの身体的な介護予防に結びつくことが主な効果でございます。

また、ボランティア活動を通じて本人の生きがい、やりがいにもつながるほか、ボランティア活動の現金化、いわゆる換金して現金を受け取ることができるということなんですけれども、こ

れによって介護保険料の一部にも活用できるというものが主な目的と効果でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、導入することによるメリット、デメリットというのがあるとも聞いておりますが、やはり個人の家に入るわけでございますので、それなりの計画を立ててやっていかないといけないことだと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほどメリットと課題というお話なんですけども、それと益田議員ご指摘に個人のお宅というところを踏み込んでおられる自治体も少々あるようでございますけれども、福岡県が説明した福岡県の介護保険広域連合で説明会が20年2月にあったんですけれども、このときは施設のボランティアの方が活躍する場所としましては、介護保険が適用している事業所というようなことで、ここに限定してくださいというのが一つございました。

それから、メリットに関しましてなんですけども、先ほど介護者っていうか、ボランティアの方のメリットもちょっとご説明したんですけども、鳥取県のほうが公表してます介護支援ボランティア制度を円滑に導入するための支援として、市町村導入ガイドラインというのを鳥取県が示しております。これは、また自治体にとっての効果はというのがあるんですけども、これは介護現場で入所者と接することによって介護に関心を持って、本人が予防にもつながるんじゃないだろうかというような意識の問題ですね。それから、高齢者同士の互助、共助の意識の醸成、それから地域とのつながりとかいうのが一応上げられております。

したがって、いわゆる元気な高齢者の方が介護施設等で介護を支援する、ボランティアで参加するということによって、いわゆる元気がずっと続けば、それだけ介護に陥る年齢が、介護が必要、要支援、要介護、そういったものに必要になる年齢が遅くなる。そのことによって、介護給付費がちょっと削られると、必要なくなるというようなところも述べられておりました。

それから、施設側にとっては、ボランティアさんが来ることによって、いろいろな活動の範囲が広がりますよということがございました。それから、施設に入所されてるところ、通われてる方については、外出の機会、そういったものもレクリエーションふえるんじゃないかというようなことが、メリットとして上げられております。

しかしながら、この制度につきましても実は課題というのもございまして、どういった課題が

あるかということなんですけども、課題につきましては、一つはポイントでお金で差し上げるといことですので、いわゆるまず財源というのが一つ出てまいります。そういったものが一つ、どうしても事業をする場合には財源というのが入ってきます。

それから、ボランティアと言われるのも、ほかの分野ですね、例えば私どもでございますと、子育て支援センター、そこでも多くのボランティアの方が活躍されています。そういった方とどうやっぴり整理をつけていくとか、整合性を図っていくかなどの課題ですね、そういったものがありますし、それとボランティアの内容につきましても、どこまでの内容にするとか、そういったことも課題としてはございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

なぜメリット、デメリットを聞いたかと申しますと、やはり今課長の答弁では施設事業所、そういったところのボランティアだけに現在絞られているっていうことでございますが、国においては在宅介護、24時間ホームヘルプサービスを実行しようとしているわけですね。そうなりますと、今の体制では介護施設はもちろん足りませんし、それから介護をする家庭においても老々介護とかいろんな問題があって、大変な時代が到来すると言われております。

そうなりますと、やはり個人のお宅に出向いて話し相手とか、いろいろなものを手作りを教えてあげたりとかしていくようなところもありますので、そういうことをやるにおいては、やはりきちっとした体制づくりをやっておかないと、ご家庭に入ったときにいろいろ現在の介護者においても、施設のホーヘルパーさんとかいろんな業者の方であっても、いろいろと全国的にトラブルが発生している状況もあります。

そういったので、やはり家庭に入るといことはなかなか厳しいものがありますが、今からはやはり地域福祉というものを策定委員会ができるようでございますし、それと地域防災という観点からにおいても、今からはやはり隣近所というのが一番大事なところになりますので、そういったところに出向いて行って、自分も生きがいを感じる、相手の方もそれによって元気を取り戻していけるという、そういったメリットもあればデメリットも発生するんじゃないか。

詐欺まがいに通帳とかを引き落とししていたりとか、信頼関係が出てきますと、どうしてもそういった頼むこともありましようし、そういった中での問題点が発生する可能性がありますので、やはりやっていくからには、やるとすればですね、やはり研修なりをきちっとやる必要があるんじゃないかと。この件についての説明会は、20年度にあったということでございますが、これに関しての検討はなされたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町においても、20年度の2月ですね、19年に国の通知がございまして、それを受けて介護広域連合でも20年2月に説明会をして、そしてその後課内で検討はしておいて、そして情報交換なども行われているようですが、当時としてはまだ制度がはっきりしてないということで、見送られた経緯がございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、この介護支援ボランティア制度を導入するに当たっての、町のメリットはどこにあると思われませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほど少し申し述べたんですけども、町のメリットとしましては、高齢者の方が要支援、要介護、そういったものにできるだけおくれていくというか、少しでもおかれてなることによって介護給付、そういったものが減ってくるということが一番大きい。介護給付が減れば町の負担金も減りますし、個人に至っては介護保険料にもはね返りますので、こういったところが一番大きいところではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

やはり町がやるとなれば、財政面が一番問題になるかと思います。神奈川県横浜市がやっているんですが、やはりその中で負担軽減につながっていかないと意味がないわけですね。なぜかといったら、健康な人をつくっていくというのが、介護保険を使わない人を多くつくっていくというもののねらいから、そういったものが発足してるわけですので、やはり健康になることによって、介護保険を使わない、——先ほども、午前中も国保会計の厳しい状況がお話しがされておりましたが、全てやはり個人が健康であることが、介護予防につながっていく。そのための一歩外に出ていくということになるわけですね。

それで、今国が健康寿命ということで、厚生労働省は今年の6月に、来年度から10年かけて行う国民の健康づくり計画、健康日本一をまとめ、健康寿命を指標の一つとして盛り込んだとありますが、この点についてのご見解をお願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今介護保険のならない、健康な方をつくるということを益田議員おっしゃったんですけども、まさしくそのとおりでございます。芦屋町の場合、特定健診、特定保健指導、こういったものを踏まえて、いわゆるメタボ健診、それとかがん検診ですね、いろいろな健診を踏まえて65歳以上、40歳以上じゃなくて、いわゆる切れ目なく健康づくり、これを進めていっております。これをいわゆる効果的な事業を見直しながら、健康づくりにおいても、介護予防事業においても取り組んでいく、これによって最終的には元気なお年寄りをつくっていくことができるのではないかとこのように考えてます。その意味で、いわゆる健康寿命というのは、若いときからの切れ目のない健康に対する支援、健診、こういったものをしていくことが必要というふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

これは1も2も3もずっと関連しておりますので、申し訳ないんですが、本当に今健康日本一っていうんですね、21というその厚生労働省の見解であります、この私も健康寿命というのどういうものかということで、お話には聞いてはいたんですが、例えば入院とか介護を受けるなどをせず、日常生活を支障なく暮らせる期間のことってということなんですね。

例えば、私72歳ですけど、80歳で亡くなったときに、それ以前に1年間例えば入院、その後4年間介護を受けたならば、その人の健康寿命は5年間引くことになります。これが75歳になるという健康寿命のことだそうです。つまり、だから人間が何歳まで元気に過ごせるかのバロメーターが健康寿命と言える。

だから、この5年間は例えば1年入院、4年間介護していただく、それを2年間でも延ばすことができれば、これが健康寿命につながるし、介護保険制度の費用も軽く済むという、これを国は今進めていこうとしているわけですね。だから、やはりその介護支援ボランティア制度といえども、これはあなどれない問題だなと。本当に町が積極的にこれは取り組む必要性があるんじゃないかと。要するに、介護保険給付費の抑制につながっていくわけでございますので、ぜひこの

ことはお願いいたしたいと思います。

それから、このことにつきましては、公明党は09年11月から全国で実施した介護総点検で、約10万人の介護現場の声を集めました。そのときに福祉課の方にもアンケートをいただきましたし、町のそういった福祉、介護施設を持っておられる方のところにも出向いて、アンケート調査をさせていただいたんですが、そのときに寄せられた声をもとに作成したのが、公明党の「新・介護公明ビジョン」の中での、その中に介護支援ボランティアというものを提唱しておりました。

この制度を導入するかどうかというのは、介護保険を運営する市区町村の判断にゆだねられているわけですので、これは各自治体で取り組んで検討していただきながら、前に進めていく以外はないのではないかと、このように考えるわけでございますが、芦屋町でこういった前向きにこのことに関して議論をしていく方向性がございませうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

はい。幸いにして、今年から地域福祉計画を策定してまいります。この地域福祉計画の審議会の委員の方々っていうのが、福祉関係いろいろ町民の皆さんが入っていただく、町民の皆さんが主体でございますので、その中で当然検討されるべき事項というふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今課長のほうから答弁なさいましたが、地域福祉計画をやっていくわけですが、その地域福祉と地域防災の関係性とどのような結果が生まれていくだろうと予測されますか。この介護支援ボランティアをすること、それも連動してやっていこうとしたときに、その結果としての効果というのはどのようにあらわれると思われませうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この介護支援ボランティア制度につきましては、高齢者同士の互助、それから共助、地域とのつながりというのが期待できることがございませうので、先ほど申しました地域福祉計画、これいわゆる自助、共助といったものが主体になるんですけども、そういう取り組み、それからいわゆる地域防災力というのものにも、当然よい影響を及ぼすものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それではお尋ねいたしますが、芦屋町の高齢化率と、それから要介護認定率または今後の推移についてお尋ねいたします。

それとともに、近隣の状況についてもお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、高齢化率でございます。高齢化率につきましては、21年度から23年度が10月1日、それから24年度は4月1日でちょっと出しておりますけども、21年度が23.48、それから22年度が24.01、それから24年度が24.06、24年度の4月1日に至りましては、24.85ということで、高齢化率は若干ではございますけども、ふえておるという状況でございます。

それから、いわゆる65歳以上の高齢者のうち、要支援1、2、それから要介護1から5ということで、いわゆる介護保険制度の認定率ということなんですけども、まず介護保険制度が始まったのが平成12年4月です。このときは、65歳以上の方が2,914名おられました。そのうち380人の方が認定者で、認定率は13.04%です。

途中真ん中ちょっとはしよらせてもらいまして、その後確実に上昇しております。現在24年4月というのは、65歳以上の高齢者の数というのは3,826人、認定者数は754人、認定率は19.71%というところまで上昇しております。これは、遠賀郡の他町におきましても、毎年上がっていると。特に芦屋、水巻ですね、ここら辺がちょっと認定率が高いのかなというふうに思っております。

それから、今後の推移なんですけども、いわゆる65歳以上の高齢化率というのは、このまま上がっていくものというふうに考えております。ただ、高齢者の65歳の人数は若干減るだろうと。総体の中、人口の中でおける率は、人数は減るんですけども、率は減るんですけど、65歳以上の方は今よりも若干減るといふふうに、介護保険の広域連合を通じては推測されております。

それと、認定率に関しましても、今19%台なんですけども、今から団塊の世代の方が退職されてということで、若干18%ぐらいまでには認定率が下がっていくだろうというふうに、介護保険の広域連合では推測試算をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

今高齢化率、それから要介護認定率お聞きいたしました、やはり年々上がっていったことは間違いありませんし、今後の推移としては、人口も減少しているという観点の中から、多少は減少していくであろうと。しかし、やはり高齢化率がふえていくことは間違いありませんので、ぜひやはり健康で長生きできるというシステムづくりを一生懸命努力されておられますが、なお一層やはりやっつけていかなければいけないんじゃないかと、このように考えるわけでございます。

先ほどの健康寿命のことを申し上げましたが、男性においては平均寿命確定値は79.55歳のように、健康寿命になると70.42歳と言われております。女性の場合でも、女性が長生きをするということで86.30歳になっておりますが、女性の健康寿命も73.62歳ということで、やはり男性が9年ちょっと介護を受けたり、寝込んだりするというところで、女性が12年ぐらいは介護などだれかの援助を受けないとやっていけないということの試算が出ているようでございます。

だから、これを健康づくり係でも一生懸命健康づくりのことで健康診断をぜひ受けてほしいというPRをよくやっていただいております。この今後10年間で平均寿命と健康寿命の差を縮めるというのが、政府の見解なんですね。その中でもがんや脳卒中、心臓病など、生活習慣病の死亡率を引き下げる数値目標を設置されてるようです。

例えば、1日の食塩摂取量は2.6グラム減の8グラム、野菜の摂取量は約70グラムふやして350グラム、これは私も野菜をあんまりですね、私も言えないですよ、生活習慣病がありますから、ここで立ってる自分に言い聞かせているところでございます。野菜の摂取量をですね、350グラムまでふやしていこうと。成人の喫煙率を19.5%から12%に引き下げること、議員さんの中でも恐らくたばこをお吸いになってる方いらっしゃいますが、12%まで引き下げること政府としては盛り込んでいるようでございます。

これが、これに挑戦することによって、健康寿命を延ばして平均寿命を縮めて、健康寿命を要するに延ばしていく。2年でも3年でも、1年でも延ばすことによって介護保険料のほうも負担が軽くなるという、そういったところでございます。

前回24時間型訪問介護についての質問をしたときには、まだニーズはありませんという答えが返っておりました。ところが、国の方針は在宅介護のためにこの24時間型訪問介護をしていくわけですから、これは本人の意志を尊重して、もうできる限り在宅での介護を行うというのが国の方針なんですね。そうなりますと、ますますニーズは広がっていくということになります。

芦屋町には幸い「手をつなぐりボンの会」ボランティア団体がございます。ボランティア団体

が、これは以前は個々の的になさっておられたんですが、福祉課とそれから社協の方とお願いをして、見えるようにしてほしいという要望をいたしまして、社協の方がおっしゃってましたが、2年間かけてつくり上げましたということで、この「手をつなぐリボンの会」が発足しております。私は、これはよそにないものだと思っております。団体が一本になってというのは、余り聞いておりませんので、その中で団体が「手をつなぐリボンの会」ができておりますので、皆さんにまたより多く介護ボランティアをしていただく方をふやしていくことも大事なことでないかなと思っております。

それから、芦屋にはボランティア活動センターがございますが、ここと先ほどの「手をつなぐリボンの会」がもっとちょっと一体になれば、なんか今ちょっと私のイメージしたものね、ちょっと違う。担当課には何回か言ったことがあるんですが、やはりせっかくできたわけですから、何かタイアップしながら、できることはないかなという、このように思うわけですね。

これは制度的には国も進めていくわけでございますので、担当課におかれましては、ぜひこれは進めていただきたい、このように思います。

この介護支援ボランティア制度の根拠等について、介護保険法、――抜粋ですけれども、地域支援事業ということで、第115条の44「市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものである」ということで、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のため必要な事業ということで、介護保険法の中にもうたわれておりますので、これはぜひ考えていただきたい。

あとこの地域支援事業実施要綱の中にも、地域介護予防活動支援事業ということで、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施、それから、事業内容といたしましては、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業ということで、このように要綱も載っておりますので、担当課として一言と、それから最後に町長のご所見をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まさしく健康寿命等々、益田議員おっしゃいましたそのとおりでございます、元気な高齢者をつくるというのが私どもの福祉課のミッションというふうに考えております。そのための方法としまして、介護予防事業がございます。

この介護予防事業、現在でもマンパワー、特に保健師を使ったいろいろな相談事業、それから健康クッキング、口内、筋力アップ、いろいろな介護予防事業を実施しております。こういった

ものを全て点検しまして、この介護支援ボランティア制度の検討を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど来より、いろいろお聞きしておったんですが、いわゆるこういう言い方はどうかと思うんですが、総論というんですかね、それはもう本当に何一つ悪いことではなく、素晴らしいことであろうと思うわけであります。

しかし、各論に入りますと、先ほど来課長も申し上げましたように、芦屋町では教育だとか、いろんな面で社会福祉協議会に属するものだとか、いろんな形でボランティアに参加していただいている方がたくさんいらっしゃるわけですが、その辺のいわゆる整合性というか、その辺が私は一番難しいんじゃないかなと。

ボランティアという名前がつけば、やはり純粋に私でも何か1週間のうちに1日ぐらい何かできるんじゃないか、2日ぐらい何かできるんじゃないか、1日のうちに何時間かできるんじゃないかというような方たちもたくさんいらっしゃるわけですが。

それから、環境の問題で毎朝缶を拾っていただいている方もいらっしゃいます。そんな中で、いわゆるこれはポイント制度ということなんですが、やはり介護支援ボランティアに限ってということで、このことができるのかどうかということが、やはりいろんな面で検証しなくてはいけないと思っております。

私もちょっとこの件で益田議員の一般質問の件で、いろいろ調べさせていただいたんですが、検討した自治体もあるんですね。しかし、私が今言ったところでどうしても壁にぶつかってくるというところが多々あったわけですが。

今後は、課長が申し上げましたように、今から芦屋町の地域福祉計画の策定に入っておりますので、その中で十分いろんな情報を得て検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

大変ありがとうございました。余り町長が厳しくお考えのようでございますが、現在「手をつなぐリボンの会」の皆様は、もう既に20年以上もなさってる方もたくさんいらっしゃると思っております。

活動内部につきましては、あくまでも介護だけに限らないでも、唐津市がやってるのは、レクリエーション等の指導、それから参加支援とか、お茶出しや食堂内の配膳、下膳などの補助、喫茶店などの運営補助とか、散歩、外出及び館内移動の補助、模擬店、会場設営、芸能披露等の行事の手伝いとか、話し相手、その他の草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換など、この辺は介護のほうになるかもわかりませんが、65歳以上の方が例えば缶拾いであっても、これは何らかの美化という関係性もありますし、幅広くとらえていくような方向性でいけば、決して私はやれない問題ではないんじゃないかと。

無理やりではありませんから、一気に広めるんでなくて、今なさってる方々のためにも、やはりもっとその喜びが受けられるというような、そういったシステムができ上がればいいかなという、このことについては、やはりいろいろ今から議論するかしらないかも今からでございますので、しっかり内容をご検討いただければなど、このように思います。

きょうは、私のこの1、2、3、4というのは、上のほうのを無理やり分けたものでございますので、答えの中には全て1、2、3、4がもう入っておりますから、今回は一緒になってしまいましたけれども、一問一答式になりませんでしたけれども、あしからずご了解願いたいと思います。

じゃあ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。あすも一般質問を行いますのでよろしく願いをいたします。お疲れさまでした。

午後3時13分散会
